

# 日高村地域防災計画

## 震災対策編

令和元年 12 月

日高村防災会議



# 目 次

|                                            |    |
|--------------------------------------------|----|
| 第1編 総 則                                    | 1  |
| 第1章 計画の目的                                  | 1  |
| 第2章 地震防災面からみた日高村の特性                        | 3  |
| 第2編 震災予防計画                                 | 8  |
| 第1章 地域防災体制の確立                              | 8  |
| 第1節 趣旨                                     | 8  |
| 第2節 防災むらづくり                                | 8  |
| 第3節 防災知識の普及                                | 9  |
| 第4節 実践的な防災訓練の実施                            | 10 |
| 第5節 自主的な防災活動への支援                           | 10 |
| 第6節 事業所による自主防災体制の整備                        | 10 |
| 第7節 自発的な支援への環境整備                           | 10 |
| 第8節 防災情報ネットワークの整備                          | 10 |
| 第2章 予防対策の推進                                | 12 |
| 第1節 火災予防対策                                 | 12 |
| 第2節 危険物等災害予防対策                             | 12 |
| 第3節 建築物等災害予防対策                             | 12 |
| 第4節 地盤災害等予防対策                              | 12 |
| 第5節 公共土木施設等の災害予防対策                         | 13 |
| 第6節 緊急輸送活動                                 | 14 |
| 第7節 避難対策                                   | 14 |
| 第8節 防災活動体制の整備                              | 15 |
| 第9節 被災地域への救援対策                             | 16 |
| 第10節 災害時要援護者計画                             | 16 |
| 第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応                    | 17 |
| 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における<br>災害応急対策 | 17 |
| 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策          | 17 |
| 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策          | 18 |
| 第3編 災害応急対策計画                               | 19 |
| 第1章 災害時応急活動                                | 19 |
| 第1節 活動体制の確立                                | 19 |
| 第2節 情報の収集・伝達                               | 25 |
| 第3節 通信連絡                                   | 30 |
| 第4節 応援要請                                   | 30 |
| 第5節 広報活動                                   | 31 |

|      |                 |    |
|------|-----------------|----|
| 第6節  | 避難活動など          | 33 |
| 第7節  | 災害拡大防止活動        | 36 |
| 第8節  | 緊急輸送活動          | 38 |
| 第9節  | 交通確保対策          | 39 |
| 第10節 | 社会秩序維持活動など      | 39 |
| 第11節 | 地域への救援活動        | 40 |
| 第12節 | 生活必需品確保・調達      | 43 |
| 第13節 | 医療・助産           | 44 |
| 第14節 | 消毒・保健衛生         | 46 |
| 第15節 | 廃棄物処理           | 46 |
| 第16節 | 遺体の検案など         | 46 |
| 第17節 | 犬・猫・家畜等の保護及び管理  | 47 |
| 第18節 | 応急仮設住宅など        | 47 |
| 第19節 | 障害物除去           | 47 |
| 第20節 | 資機材、人員等の配備手配    | 48 |
| 第21節 | ライフラインなど施設の応急対策 | 48 |
| 第22節 | 教育対策            | 49 |
| 第23節 | 労務の提供           | 50 |
| 第24節 | 避難行動要支援者への配慮    | 50 |
| 第25節 | 災害応急融資          | 51 |
| 第26節 | 二次災害防止計画        | 51 |
| 第27節 | 自発的支援の受入れ       | 52 |
| 第28節 | 自衛隊の派遣要請        | 53 |
| 第4編  | 災害復旧・復興対策       | 56 |
| 第5編  | 重点的な取組          | 58 |
| 第1章  | 重点的な取組の趣旨       | 58 |
| 第2章  | 強い揺れから身を守る対策    | 58 |
| 第3章  | 生活を立ち上げる対策      | 60 |
| 第1節  | むらづくり           | 60 |
| 第2節  | くらしの再建          | 60 |
| 第4章  | 震災に強い人・地域づくり対策  | 61 |

# 第1編 総 則

## 第1章 計画の目的

---

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、日高村防災会議（以下「村防災会議」という。）が作成する計画であって、日高村に係る震災対策に関し、村の処理すべき事務を中心として、地域内の関係機関を網羅した総合的な計画として定め、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等を総合的・計画的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を保護するとともに、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（資料編第1章 1-1 日高村防災会議条例）

### 2 国・県の防災計画との関係

この計画は、防災基本計画及び高知県地域防災計画との整合性・関連性を有するものとする。

### 3 計画の修正

この計画は、防災対策基本法の規定により毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。防災関係機関は、関係する事項について修正すべき点があるときは、これを村防災会議（事務局：日高村総務課）に提出する。

### 4 計画の習熟・周知

防災関係各機関は、本計画の習熟に努めるとともに、広く住民に対して周知を図り、もって防災に寄与するように努める。

### 5 計画の構成

本計画の構成は次のとおりである。

|         |                                                                    |
|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 第1編 総 則 | 日高村に影響を及ぼすと想定される地震とその地震による被害想定、日高村及び防災関係機関が震災に対して処理すべき業務の大綱等を規定する。 |
|---------|--------------------------------------------------------------------|

|            |                                                        |
|------------|--------------------------------------------------------|
| 第2編 震災予防計画 | 震災予防対策の推進体制、被害の発生防止・拡大防止対策の基本的事項及び5ヶ年で重点的に取り組む対策を規定する。 |
|------------|--------------------------------------------------------|

|                         |                                                                   |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 第3編 震災応急対策計画（応急対策、動員計画） | 地震発生直後から応急対策に至るまでの間において、日高村災害対策本部及び防災関係機関が行う災害応急対策に係る体制等の対策を規定する。 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------|

第4編 災害復旧・復興対策

第5編 重点的な取組

様式・資料・参考資料 上記の各種対策に関連する様式、資料、参考資料を掲載する。

## 第2章 地震防災面からみた日高村の特性

### 1 地震調査研究推進本部地震調査委員会による本県の地震特性

地震防災対策特別措置法（平成7年7月18日施行）に基づき設置された地震調査研究推進本部地震調査委員会が作成した「日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－第2版」で本県の地震特性は次のように記載されている。

#### （9）高知県に被害を及ぼす地震及び地震活動の特徴

##### 1) 過去から現在までの地震活動

高知県に被害を及ぼす地震は、主に以下のタイプの地震です。

##### ・南海トラフ沿いで発生する地震

高知県では、南海トラフ沿いで発生した巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域になった場合には、津波や強い揺れによって大きな被害を受けています。1707年の宝永地震（M8.6）や1854年の安政南海地震（M8.4）で非常に大きな被害が生じたほか、1946年の南海地震（M8.0）でも、死者・行方不明者679名、負傷者1,836名、住家全壊4,800以上、家屋流失500以上などの大きな被害が生じました。

また、紀伊半島以東の南海トラフなどで発生した巨大地震でも被害を受けたことがあります。例えば、1854年の安政東海地震（M8.4）では高知市周辺は震度5相当だったとの推定もあります。

##### ・陸域の浅い場所で発生する地震

高知県とその周辺で発生した主な被害地震は、図-2のとおりです。また、小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動は次頁の図のとおりです。

##### 2) 日向灘などの海域で発生した地震による被害

高知県では、日向灘の地震で被害を受けることがあります。1968年日向灘地震（M7.5）では、宿毛市、土佐清水市などで強い揺れと津波による被害が生じました。また、宮崎県西部における深い場所で発生した地震（1909年、M7.6、深さは約150kmと推定）でも、県内で負傷者や家屋破損という被害が生じました。さらに、1960年の「チリ地震津波」のように外国の地震によっても大きな被害を受けたことがあります。

##### 3) 県内で発生した主な被害地震

県内で発生した被害地震としては、1812年の土佐の地震（M不明）が知られており、県内で家屋などへの被害がありました。また、1789年の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けたことがあります。

（出典）「日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－第2版」

図1 高知県とその周辺で発生した主な被害地震（～ 2007 年）

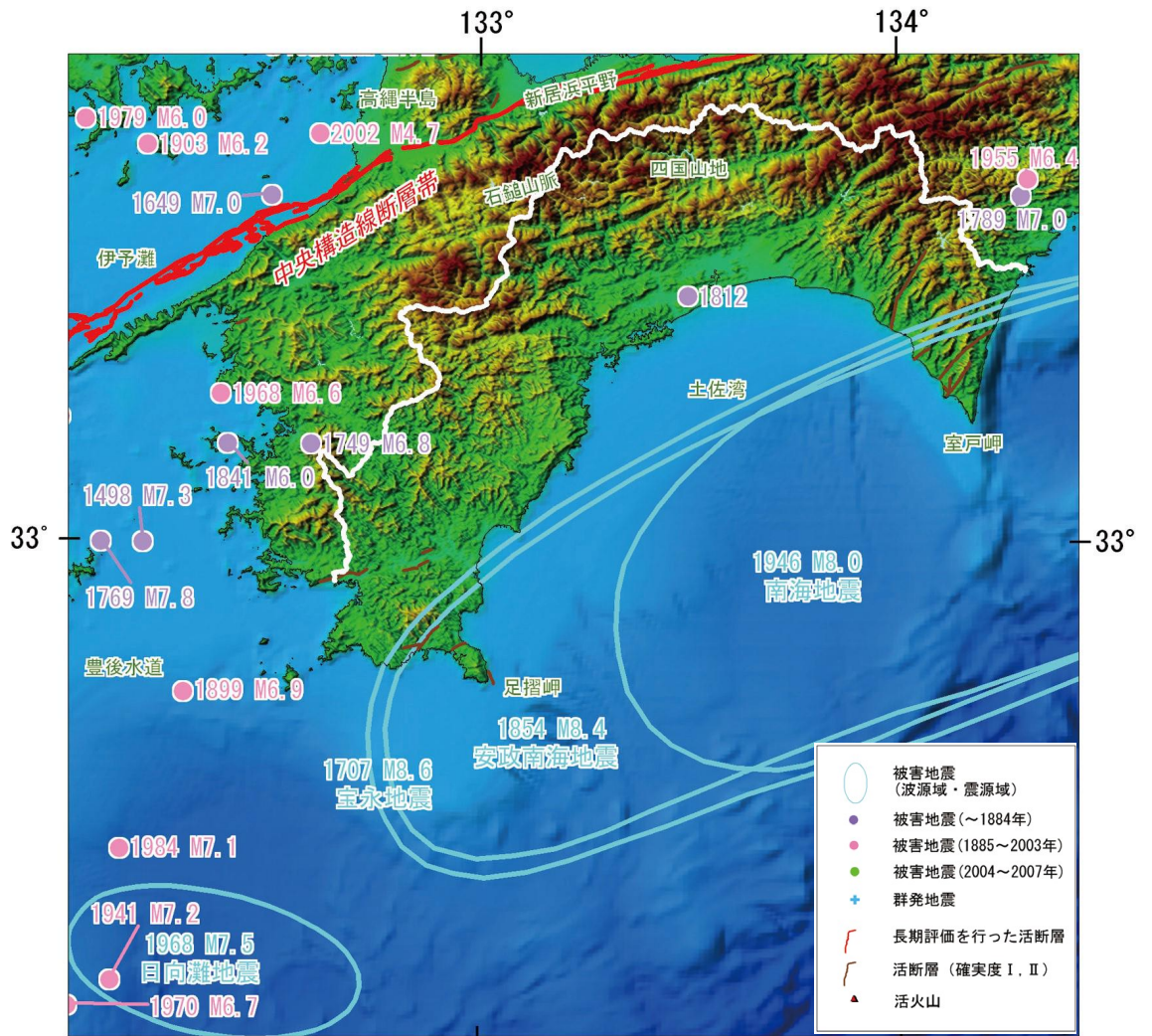
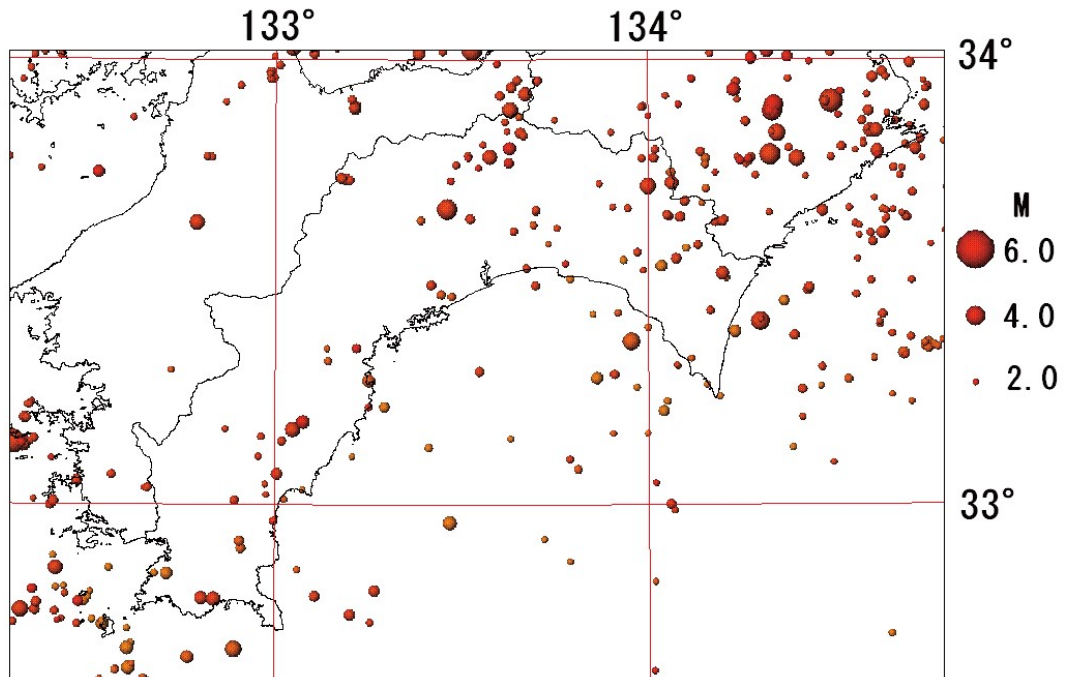


図2 高知県とその周辺における、小さな地震まで含めた最近の浅い場所で発生した地震活動 (M2 以上 1997 年 10 月～ 2007 年 7 月、深さ 30km 以浅)





## 2 本県の被害地震

県内で発生した被害地震としては、1812 年の土佐の地震（M 不明）が知られており、県内で家屋などへの被害があった。また、1789 年の徳島県南部の地震（M7.0）などのように周辺地域で発生した地震によっても被害を受けたことがある。

### ■県内で発生した主な被害地震

| 西暦（和暦）                                 | 地域（名称）                | M                | 主な被害                                                                                                                   | 被害の出典                            |    |  |
|----------------------------------------|-----------------------|------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|----|--|
| 684. 11. 29<br>（天武 13）                 | 土佐その他・南海・東海・西海諸道      | 8 1/4            | 津波来襲。土佐の船多数沈没。土佐で田苑 50 余万頃（約 10 km <sup>2</sup> ）沈下して海となる。南海トラフ沿いの巨大地震。                                                | 理科                               |    |  |
| 887. 7. 26<br>（仁和 3）                   | 五畿七道                  | 8.0～8.5          | （京都で民家の倒壊多く、圧死者多数。沿岸部で津波による溺死者多数。南海トラフ沿いの巨大地震。）                                                                        | 理科                               |    |  |
| 1099. 2. 22<br>（康和 1）                  | 南海道・畿内                | 8～8.3            | 土佐で田約 1,000 ha 海に沈む。津波があったらしい。（南海沖の巨大地震と考えられる。）                                                                        | 理科                               |    |  |
| 1361. 8. 3<br>（正平 16）                  | 畿内・土佐・阿波              | 8 1/4～8.5        | （津波で摂津・阿波・土佐に被害。南海トラフ沿いの巨大地震。）                                                                                         | 理科                               |    |  |
| 1498. 9. 20<br>（名応 7）                  | 東海道全般                 | 8.2～8.4          | （南海沖の巨大地震と思われる。）                                                                                                       | 理科                               |    |  |
| 1605. 2. 3<br>（慶長 9）                   | （慶長地震）                | 7.9              | 土佐甲の浦・崎浜・室戸岬等で死者 800 以上。                                                                                               |                                  | 総覧 |  |
| 1707. 10. 28<br>（宝永 4）                 | （宝永地震）                | 8.6              | 津波により、死者 844、行方不明 926、家屋全壊 5,608、家屋流出 11,167。高知市の東部で最大 2 m の沈下。                                                        |                                  | 総覧 |  |
| 1854. 12. 23<br>1854. 12. 24<br>（安政 1） | （安政東海地震）<br>（安政南海地震）  | いずれも<br>8.4      | （2,000～3,000 人、住居の倒壊・焼失 30,000 と思われる。安政東海地震と安政南海地震の被害は区別できない。）<br>土佐領内では死者 372、負傷者 180、家屋全壊 3,082、同流出 3,202、同焼失 2,481。 | 理科                               | 総覧 |  |
| 1946. 12. 21<br>（昭和 21）                | （南海地震）                | 8.0              | 死者・行方不明者 679、負傷者 1,836、住家全壊 4,834、同流出 566、同焼失 196。                                                                     |                                  | 総覧 |  |
| 1960. 5. 23<br>（昭和 35）                 | （チリ地震津波）              | 9.5 <sup>注</sup> | 負傷者 1、建物全壊 7。                                                                                                          |                                  | 総覧 |  |
| 1968. 4. 1<br>（昭和 43）                  | （1968 年日向灘地震）         | 7.5              | 負傷者 4 人、住宅全壊 1 棟。（高知・愛媛で被害多く、負傷者 15 人住宅全壊 1 棟、半壊 2 棟、道路損壊 18 カ所など。小津波があった。）                                            | 日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－<br>第 2 版 |    |  |
| 2001. 3. 24<br>（平成 13）                 | （平成 13 年（2001 年）芸予地震） | 6.7              | 負傷者 4 人                                                                                                                |                                  |    |  |

注）チリ地震のマグニチュードは Kanamon（1977）によるモーメントマグニチュード（M<sub>w</sub>）で、他の地震マグニチュードと異なります。

（出典）「日本の地震活動－被害地震からみた地域別の特徴－第 2 版」

### 3 日高村での過去の地震

昭和 21 年 12 月 21 日の南海地震によって、仁淀川下流一帯はかなりの地盤沈下を生じたが、日下川沖積地では 1.0～1.2m も沈下した形となった。仁淀川合流点付近においても沈下を生じたが、土砂堆積の影響もあってその量はさほど大きくなく、相対的に日下川の中、上流部の沖積地は 60 cm 程度沈下した形となった。

地震による家屋の被害については南海大震災誌（高知県）に日下家屋倒壊 2、家屋半壊 3、罹災者 12 名と記載してある。

J R の被害状況には伊野・日下間 5 か所、延長 445m、線路沈下 20～600 mm、仁淀川の橋桁の移動 60 mm、桁座 27 mm、又日下・土佐加茂間 5 か所で延長 400m 線路沈下 20～150 mm と記載されている。

### 4 将来県内に影響を与える地震

#### (1) 県内にある主な活断層と被害を及ぼす海溝型地震

高知県には、室戸岬や足摺岬に活動度の低い活断層が分布するほかは、活断層はほとんど知られていない。

また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震である南海トラフ地震は、南海トラフ及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいい、この中には南海地震や東南海地震、東海地震等が含まれる。

これらの地震は、これまで、繰り返し発生しており、それぞれの地震が単独で発生する場合もあれば、複数の地震が同時又は時間差で発生する場合もある。

平成 31 年 2 月には南海トラフの地震活動の長期評価が公表されており、それによると M8～M9 クラスの地震の今後 30 年以内の発生確率は、70%～80% となっている。

#### (2) 南海トラフ地震の地震防災対策推進地域

南海トラフ地震によって震度 6 弱以上、あるいは津波の被害が予想される 21 都府県の 423 市町村（平成 21 年 4 月現在）が、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成 14 年）による地震防災対策推進地域として指定されている。高知県では、全市町村が推進地域に指定されている。

### 5 県による被害想定

県では、本県に被害を及ぼす南海トラフ地震の被害想定を実施した。その被害等は下表のとおり示されている。震源がより日高村に近い場合、火災や土砂災害等が発生した場合、さらに多数の死傷者が生じる可能性があることにも留意しておく必要がある。

○想定地震による主な被害（平成 25 年 南海トラフ地震による被害想定概要による）

| 揺れ（建物倒壊）による死傷者数 |         |          |      |     | がけ崩れによる死傷者数 |      | 火災による死傷者数 |      | 津波による死者数 |
|-----------------|---------|----------|------|-----|-------------|------|-----------|------|----------|
| 総数              | 死者数     |          | 負傷者数 |     | 死者数         | 負傷者数 | 死者数       | 負傷者数 |          |
|                 | 木造全壊による | 非木造全壊による | 負傷   | 重傷  |             |      |           |      |          |
| 20              | 20      | －        | 220  | 120 | 若干数         | 若干数  | －         | －    | 0        |

## 6 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表するもので、以下のキーワードを付記した4つがある。

|                     |                                                                                                           |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南海トラフ地震臨時情報（調査中）    | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合                                                 |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒） | 想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が発生した場合                                                                        |
| 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） | 想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合（プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く）<br>想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合 |
| 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）   | 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合                                                                                 |

# 第2編 震災予防計画

## 第1章 地域防災体制の確立

---

### 第1節 趣旨

村は、南海トラフを震源とする巨大地震から住民の生命、身体及び財産を保護するため、災害予防対策を進める上での、基礎となる事項を定める。

### 第2節 防災むらづくり

#### 1 計画の方針

地震災害予防対策の基本となる防災むらづくりは、地震に強いむらの基盤づくりに向け、次の点に特に留意した対策を講ずる。

#### 2 実施責任者

実施責任者は村長、各関係機関とする。

#### 3 地震に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時における応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

#### 4 建築物の安全確保

##### (1) 耐震計画の策定

村は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成25年5月29日法律）に基づき、該当施設の耐震計画を策定し、優先順位を定め、計画を実施する。

##### (2) 耐震改修・建替の促進

個人住宅の耐震化については、耐震診断の推進などにより、耐震改修・建替の促進を図る。

#### 5 ライフライン施設などの機能確保と不測の事態への備え

##### (1) ライフライン事業者の体制整備

電気、ガス、水道、電話などの各ライフライン事業者は、地震に際しての機能の確保に努め、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

##### (2) 個人備蓄の推進

住民は、各種のライフラインが寸断される不測の事態に備えるため、水や食糧など生活必需品の個人備蓄を推進する。村は、こうした備蓄の推進に向けた啓発に努める。

#### 6 液状化対策への取組

村は液状化の危険度が高い地域の調査を検討し、必要に応じ住民に対する情報の提供と対応策に関する知識の普及に努める。

## 第3節 防災知識の普及

### 1 計画の方針

村は、防災関係者をはじめ、全ての住民が、地震に関する知識を常識としてもつための取組を推進する。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 防災関係者の研修

防災関係機関は、職員、教育関係者、村内の事業者や事業所、多くの住民が集まる施設などの管理者などを対象に、予想される地震などの規模や被害想定 の 周知を図る。

また、防災関係機関は、自ら率先して防災活動を実行し、対象者に必要な防災知識や心構えなどの研修、訓練などを継続的に実施する。

- (1) 南海トラフ地震で予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員などが果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

### 4 防災教育の実施

#### (1) 初動体制の確立

村は、職員の役割に応じた参集訓練や避難誘導訓練など、発災時を想定した活動訓練を定期的 に 実施し、初動体制の確立を図る。

#### (2) 連携体制の確立

村は、国、高知県その他関係機関と連携・協力して、現地訓練や情報収集伝達訓練など各種訓練を実施し、防災関係機関相互の緊密な連携体制を確立する。

#### (3) 防災活動の浸透

村は、住民や事業所などに対して、地域特性や環境に応じた避難・消火・救助などの各種訓練の実施を促進するとともに、訓練の指導・支援を積極的に行う。また、村は、村をはじめ消防防災関係機関などが実施する訓練への積極的な参加を促し、防災活動の浸透を図る。

#### (4) 学校

村は、小・中学校などについては、定期的に避難訓練などを実施する。

#### (5) 社会福祉施設など

社会福祉施設などの管理者は、その施設利用者などを発災時に迅速かつ適切に避難させることに配慮した訓練を実施する。

(6) 計画の検証と修正

各訓練実施後は、検証を経て課題などを明らかにし、今後の訓練に反映させるとともに、必要に応じて地域防災計画などの修正を行う。

(7) 家庭・地域

村は、南海トラフ地震を経験する可能性が高い世代への防災教育を行い、その取組を家庭、地域へと広げるよう推進する。

## 第4節 実践的な防災訓練の実施

一般対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第2節「訓練に関する計画」を準用する。

## 第5節 自主的な防災活動への支援

一般対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第3節「自主防災組織計画」を準用する。

## 第6節 事業所による自主防災体制の整備

一般対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第4節「事業所などにおける自主防災体制の整備」を準用する。

事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

## 第7節 自発的な支援への環境整備

一般対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第7節「自発的な支援への環境整備」を準用する。

## 第8節 防災情報ネットワークの整備

### 1 計画の方針

地震発生時には、村は高知県や関係各機関と連携し、正確な情報を迅速に住民に伝えることを優先し、情報ネットワークの整備を図る。また、防災関係機関で相互に情報を共有し、連携して応急対策を進めるために情報ネットワークを活用する。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 住民への情報伝達

#### (1) 広報施設

村は、地震に関する情報を入手し次第、すでに整備された光ケーブル網に加え無線施設の整備を進めるとともに、広報車、IP 告知放送などを利用し、情報を周知徹底する方法を併せて進める。

## (2) 情報提供

村は、IP 告知放送・屋外拡声器等により、住民に周知するとともに、高知県総合防災情報システムにより防災関係機関に情報の提供を行う。

## 4 初動体制の確立

村は、地震発生時に職員を参集させるための情報伝達手段（『職員参集・情報収集システム』）を活用し、一定以上の地震を感じた場合には自主的に参集する体制を整備する。

## 5 防災関係機関相互の情報の共有化

村は、「高知県総合防災情報システム」により防災関係機関との情報の共有化を図る。また、自らの通信施設が使用不能となった場合には、他の機関の通信施設を利用させてもらう「非常通信」を実施する。

## 6 バックアップ機能の整備

- (1) 情報ネットワークのバックアップ機能を整備
- (2) IP 告知放送・屋外拡声器や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底
- (3) IP 告知放送・屋外拡声器や非常用電源設備の耐震性のある堅固な場所への設置

## 第2章 予防対策の推進

---

### 第1節 火災予防対策

一般対策編 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いむらづくり 第6節「火災予防計画」を準用する。

### 第2節 危険物等災害予防対策

一般対策編 第2編 災害予防計画 第1章 災害に強いむらづくり 第10節「危険物などの災害予防計画」を準用する。

### 第3節 建築物等災害予防対策

#### 1 計画の方針

村は、南海トラフ地震などの発生による強い揺れから身を守るために、建築物などの耐震対策を図るとともに、住民への啓発を進める。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

#### 3 建築物等の耐震性の向上

- (1) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で対象となる建築物の耐震化を計画的に推進
- (2) 個人住宅の耐震診断及び耐震改修の支援を推進
- (3) 住宅の耐震診断・改修の促進に向けて、ガイドブックの作成、講演会の実施、耐震改修事例集の作成などによる指導・啓発を実施

#### 4 家具などの転倒防止

村は、地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関して、住民への普及啓発を進める。

#### 5 落下や倒壊防止

村は、ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などを防止する方法に関して、住民への普及啓発を進める。

### 第4節 地盤災害等予防対策

#### 1 計画の方針

村は、地震時の地盤災害のメカニズムに関する研究を進めるとともに既存の予防対策を危険度に応じて実施する。

村は、災害箇所の防災パトロールなどを実施するとともに、地域住民に対する危険箇所の周知や、警戒・避難体制の整備を図る。



## 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

## 3 地すべり予防対策

村は、地すべりによる災害を防止するため、県と連携して必要な対策を講ずる。

## 4 急傾斜地崩壊予防対策

村は、急傾斜地崩壊を防止するため、県と連携として必要な対策を講ずる。

## 5 土石流予防対策

村は、土石流危険渓流において、土石流災害を防止するため、県と連携して必要な対策を講ずる。

## 6 液状化対策

村は、液状化の危険度が高い地域の調査を県と連携して行い、河川堤防等の液状化対策の推進を図る。

また、ハザードマップ等により、住民への危険性の周知に努める。

# 第5節 公共土木施設等の災害予防対策

## 1 計画の方針

村は、公共土木施設などにおいて、地震動による人的被害の軽減及び緊急的な応急対策を実施するための機能の確保を図る。

## 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

## 3 公共土木施設等の対策

地震防災対策上整備すべき施設などは、「地震防災緊急事業五箇年計画」を中心に整備を図る。整備を進めるに当たっては、施設管理者は、特に次の点に留意する。

### (1) 道路施設対策

ア 避難するための道路・橋梁の安全性の確保

イ 応急対策上重要な道路・橋梁の安全性の確保

### (2) 公園広場などの施設対策

避難場所、応急活動拠点としての機能の確保

## 4 ライフラインなどの対策

各施設管理者は、地震動に対する機能維持を図るとともに、応急復旧体制の整備を図る。

(一般対策編 第2編 第1章 第9節「ライフライン施設などの予防計画」を参照)

特に、次の事項に留意するとともに、第三次医療機関などの人命に関わる重要施設への供給ラインに対して重点的な耐震化を進める。

(1) 水道

村は、地震からの円滑な避難を確保するため、緊急的な給水体制の整備や水道管の破損などによる二次災害を軽減させるための措置を実施する。

(2) 電力

施設管理者及び県は、地震発生時においても、電力供給のための体制を確保するなどの必要な措置を講ずる。

また、火災などの二次災害防止に対し、利用者自身による防止策に必要なブレーカー開放などの措置に関する広報を実施する。

(3) ガス

ガス施設管理者及び県は、地震からの円滑な避難を確保するため、火災などの二次災害防止に対し、利用者によるガス栓閉止など必要な措置に関する広報を実施する。

(4) 通信

施設管理者及び県は、地震警報などの情報を確実に伝達するために必要な通信手段を確保するため、電源の確保などの対策を実施する。

(5) 放送

放送施設管理者及び県は、緊急的な放送体制の整備を図る。

## 第 6 節 緊急輸送活動

1 計画の方針

村は、緊急的な応急対策を最優先として、緊急輸送体制の整備を図る。

2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

3 輸送ルートの設定

村は、緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめ、輸送ルートを設定する。  
村は、設定されたルートの重要性を考慮し、橋梁などの構造物の耐震対策を順次実施する。

4 輸送拠点の設定

村は、緊急的な応急対策を実施することを想定し、あらかじめ、輸送拠点を設定しておく。

5 関係者との連携

村は、平成 31 年 2 月 1 日に中央圏域の 16 バス事業者と 14 市町村が締結した「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき被災者の輸送を行う。

## 第 7 節 避難対策

1 計画の方針

村は、地震発生後の火災や二次的な災害からの一時的な避難及び一定期間継続する避難

に関し、事前対策を進める。

また、村は、高齢者・障がい者その他の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織などの協力を得ながら、平常時より避難誘導体制の整備を進める。

（一般対策編 第2編 第3章「人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策」第6節「避難計画」及び第7節「避難体制の整備」を参照）

## 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

## 3 一時的な避難

村は、指定された避難所への避難が難しい場合を想定し、避難の原因に応じた一時的な避難場所を、住民とともに地域で選定する。

- (1) 一時的な避難についても、誘導案内や避難場所表示などの標識を整備
- (2) 広報誌や防災マップなどにより、一時的な避難場所や経路などの周知を徹底

## 4 長期的な避難

- (1) 避難所として一定期間の避難生活ができる適切な施設を指定
- (2) 避難所の運営方法についてあらかじめ設定
- (3) 避難生活に必要な資機材などの整備他、必要な避難所機能を確保
- (4) 避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め多様な避難場所を確保

（一時的な避難場所や避難所については、資料編 第4章 4-1「避難場所一覧表」を参照）

## 5 公営住宅、空家等の把握

村は、災害時におけるり災者用の住居として、利用可能な公営住宅や空家などの整備、確保、把握に努める。

# 第8節 防災活動体制の整備

## 1 計画の方針

村は、地震災害発生時の初動体制や防災関係機関との連携など活動体制の整備を図る。

## 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

## 3 初動体制の整備

- (1) 参集基準を明確にし、迅速な初動体制を確立
- (2) 実践的な初動体制を確立するための訓練を実施

## 4 防災関係機関との連携

村は、地震発生時に協力して応急対応を実施する防災関係機関は、共同訓練や情報交換、協定の締結など、日ごろから連携した取組を実施する。

## 5 広域的な応援体制の整備

村は、備蓄する食糧や資機材などについて、広域的な調達体制を整備する。

# 第9節 被災地域への救援対策

## 1 計画の方針

村は、地震発生直後に緊急的に必要な物資の確保を図る。

(一般対策編 第2編 第5章「災害応急対策・復旧対策への備え」を参照)

## 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

## 3 飲料水・食糧等の確保

(1) 飲料水・食糧の個人備蓄の推進

(2) 避難所への飲料水・食糧など必要物資備蓄の推進

(3) 民間事業者との協定締結等を進め、緊急的に必要となる物資調達体制の整備を図る。

また、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。

## 4 消毒・保健衛生体制

村は、災害時の消毒、保健衛生体制をあらかじめ制定する。

## 5 し尿処理及び清掃活動

(1) し尿処理

村は、災害時のし尿処理計画をあらかじめ制定する。

また、村は、廃棄物・し尿処理施設の破損など又は処理能力を超えた場合に備え、応援協定などにより、広域的な処理体制を確立する。

(2) 清掃活動

村は、災害廃棄物処理計画をあらかじめ設定する。

# 第10節 災害時要配慮者計画

一般対策編 第2編 災害予防計画 第2章 地域防災力の育成 第5節「災害時要配慮者の支援対策」を準用する。

## 第3章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応

---

### 第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策

一般対策編第3編第1章第4節及び第3編第2章第3節を準用する。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に対する災害応急対策

#### 1 住民への周知

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。
- (2) 住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。
- (3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし、事前に住民に周知する。

#### 2 滞留旅客等に対する措置

村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

#### 3 避難対策等

##### (1) 住民等の避難行動等

ア 耐震性の不足する建物の危険性を周知し、臨時情報が発表された際には、事前に避難するよう啓発を行う。

イ 土砂災害による被害の軽減を図るため、以下の範囲に事前の避難をよびかける。

土砂災害警戒区域（種別：急傾斜の崩壊）の斜面からの距離が概ね10メートル

ウ 安全かつ速やかに事前避難が実施できるよう、避難場所から避難所へ移動するタイミングや、開設する避難所、避難経路、避難実施責任者等避難実施に係る具体的な検討を行う。

(2) 避難所の運営（第3編第1章第6節5避難所の開設及び運営を準用する。）

#### 4 消防機関等の活動

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難を実施する住民等の避難誘導

#### 5 社会秩序維持活動等

一般対策編第3編第2章第29節を準用する。

(1) 臨時情報に関する最新の情報を、報道機関の協力も得ながら、様々な手段で広報する。

## 第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に対する災害応急対策

### 1 住民への周知

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項について周知する。

(2) 住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

# 第3編 災害応急対策計画

## 第1章 災害時応急活動

活動体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 関係機関        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 非常時における各自の役割の周知（平常時）</li><li>2 配備基準に従った各課配備者の決定（平常時）</li><li>3 配備基準<ul style="list-style-type: none"><li>・震度4又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）⇒第1配備要員</li><li>・震度5弱以上又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）⇒全職員（災害対策本部設置）</li></ul></li><li>4 災害対策本部の設置場所⇒日高村役場内</li><li>5 村長の代理者の順位<ul style="list-style-type: none"><li>第1位 副村長（副本部長）</li><li>第2位 総務課長</li><li>第3位 建設課長</li></ul></li><li>6 初動体制<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 勤務時間内に地震発生等の場合は、配備基準に従い体制を構築</li><li>(2) 勤務時間外に震度5弱以上の地震発生等の場合は、動員の命令を待たず、全職員が自主的に参集（参集場所は災害対策本部）</li><li>(3) 参集の際には、被害調査、避難誘導、警戒、救出などに従事</li><li>(4) 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務を実施</li></ol></li></ol> | 各課共通<br>消防団 |

### 第1節 活動体制の確立

#### 1 計画の方針

村は、災害が発生した場合及び災害の発生するおそれがある場合、各機関があらかじめ定める動員計画により職員を非常招集し、初動の活動体制を整える。

また、村は、効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第2編 災害予防計画 第4章「災害に備える体制の確立」に準ずる。

#### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

## ■ 災害時における村と関係機関の活動連携体制





#### 4 災害対策本部の設置

##### (1) 災害対策本部の設置基準

|      |                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 自動設置 | 村内で震度 5 弱以上の地震が発生したときまたは、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき。                       |
| 判断設置 | 村内で震度 4 の地震が発生したときまたは、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。。村内で相当規模の地震の発生により被害が発生、又は発生のおそれがあるとき |

## (2) 災害対策本部設置の決定

災害対策本部は、総務課長の集約した地震情報・被害情報などの報告のもとに村長が状況判断をし、必要と認めたとき、災害対策基本法に基づき設置する。

## (3) 現地災害対策本部の設置

現地災害対策本部は、地震災害が発生し、災害対策本部を設置した後、地勢などを考慮して、必要であると判断される場合、災害地に本部事務の一部を補佐するために、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部の組織及び配備者は、村長（又は代理者）が指示する。

## 5 配備基準

震災時における職員の配備体制は、次のとおりとする。

| 配 備 体 制                                                                                                                          | 配 備 基 準                             | 動 員 体 制                                                                       | 初動実施事項                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 震災第1配備<br>(警戒体制)<br><br>必要に応じて<br>↓<br>災害対策本部設置 | 村内に震度4の地震が発生したとき                    | 防災予備警戒班を招集し、必要に応じて各課連絡責任者及び関係各課において必要と認められる村長が指名した人員による体制<br>必要に応じ災害対策本部会議を開催 | ・関係機関への情報の提供及び村民への注意喚起を実施<br>・管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告<br>・村による被害状況の調査         |
|                                                                                                                                  | 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき            |                                                                               |                                                                             |
| 震災第2配備<br>(災害対策本部設置)                                                                                                             | 村内に震度5弱の地震が発生したとき                   | 職員全員による体制                                                                     | ・関係機関への情報の提供及び村民への注意喚起<br>・管理施設及び収容人員の被害状況の調査・報告<br>・村による被害状況の調査<br>・緊急応急対策 |
|                                                                                                                                  | 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表されたとき |                                                                               |                                                                             |

## 6 初動体制

### (1) 勤務時間内に地震が発生した場合の初動体制

勤務時間内に地震が発生した場合又は南海トラフ臨時情報が発表された場合、村は、直ちに配備基準(P23)に従い動員を行う。

地震発生時に村長が不在の場合は、村長代理者の順位に従って災害対策の指揮を行う。

### (2) 勤務時間外に地震が発生した場合の初動体制

ア 震度4の地震が発生したとき又は南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合  
直ちに配備基準(P23)に従い動員

イ 震度5弱以上の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合

特に動員の指示は行わず、全職員は自主的に参集

■ 震度5弱以上の地震が発生したとき又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意又は巨大地震警戒）が発表された場合の初動の流れ

|   |           |                                                                                                                                                   |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 参集準備      | 全職員は動員命令を待つことなく、直ちに参集及び救助の準備にとりかかる。                                                                                                               |
| 2 | 人命救助      | 職員は近隣の被災状況を把握し、まず人命救助を行い、その後災害対策本部などへ参集する。                                                                                                        |
| 3 | 参集        | (1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって災害対策本部に参集する。<br>(2) 各施設など外部の職場の職員は、各自の施設へ直行する。<br>(3) 災害その他により、所属勤務場所へ参集できない職員は、最寄りの日高村機関に参集の上、自主応援活動を行い、その旨を所属長に報告するよう努める。 |
| 4 | 被害状況の収集   | 職員は参集する際に被害状況の収集を行う。ただし、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。                                                                                          |
| 5 | 被害状況の報告   | (1) 職員は収集した情報を各課長（又は補佐等）に報告する。<br>(2) 各課長（又は補佐等）は被害状況を災害対策本部長（又は代理者）に集約する。                                                                        |
| 6 | 緊急対策班の編成  | 先着した職員により緊急対策班を編成し、順次初動に必要な業務にあたる。※                                                                                                               |
| 7 | 緊急初動体制の解除 | 各災害応急対策活動に必要な要員が確保された時点で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害対策業務に戻るものとする。                                                                                         |

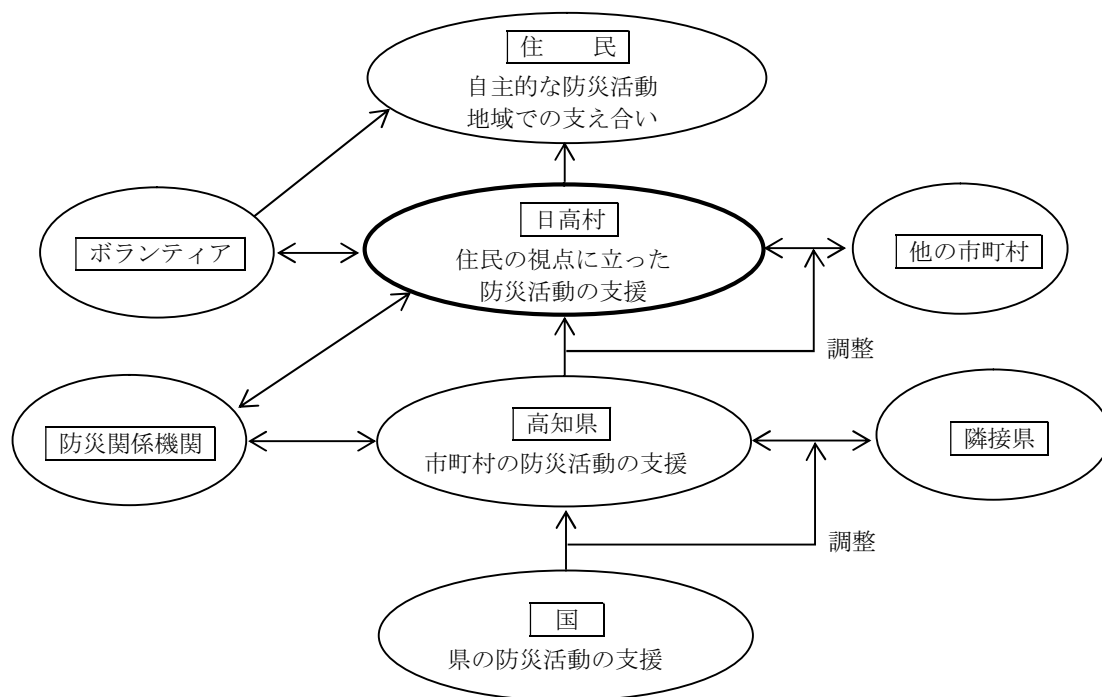
※ 初動に必要な業務とは、主に次のようなものである。

- 1 被害状況調査（総務課）
- 2 地震に関する情報などの調査（総務課）
- 3 関係機関などへの情報伝達（総務課）
- 4 災害対策本部の設置（総務課）
- 5 防災用資機材の調達・手配（総務課）
- 6 広報車、IP 告知放送・屋外拡声器などによる住民への情報伝達（総務課）
- 7 支援物資調達準備計画の策定（総務課）
- 8 安全な避難場所への誘導（消防団）
- 9 避難所の開設（健康福祉課、教育委員会、総務課）
- 10 広域応援要請の検討（総務課）

## 7 保健衛生活動

災害が発生した場合の保健活動体制については、この計画に定めるほか「日高村南海トラフ地震時保健活動マニュアル」に基づき活動する。

## 8 防災関係機関の応援・協力体制



## 第 2 節 情報の収集・伝達

### 1 計画の方針

応急活動における情報の収集は、目的を明確にした上で実施する。

また、収集した情報は、自らの機関内での共有化はもちろんのこと、関係機関との共有化を心懸ける。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 地震に関する情報の伝達

地震に関する情報は、全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT）で次のものが得られる。

#### (1) 緊急地震速報

緊急地震速報とは、気象庁が平成19年10月1日から一般に向けて提供している地震動の予報・警報である。地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析し、震源や地震の規模（マグニチュード）を推定して、緊急地震速報を利用して、テレビやラジオなどで放送される。

##### ア 緊急地震速報（警報）を発表する条件

地震波が2点以上の観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予測された場合

##### イ 緊急地震速報（警報）の内容

(ア) 地震の発生時刻、発生場所（震源）の推定値、地震発生場所の震央地名

(イ) 強い揺れ（震度5弱以上）が予測される地域及び震度4が予測される地域名

#### (2) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の発生時刻を知らせる。

なお、この速報の発表は気象庁Lアラース回線若しくは緊急情報衛星同報システムのみにて行う。

##### ア 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

##### イ 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。

##### ウ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。

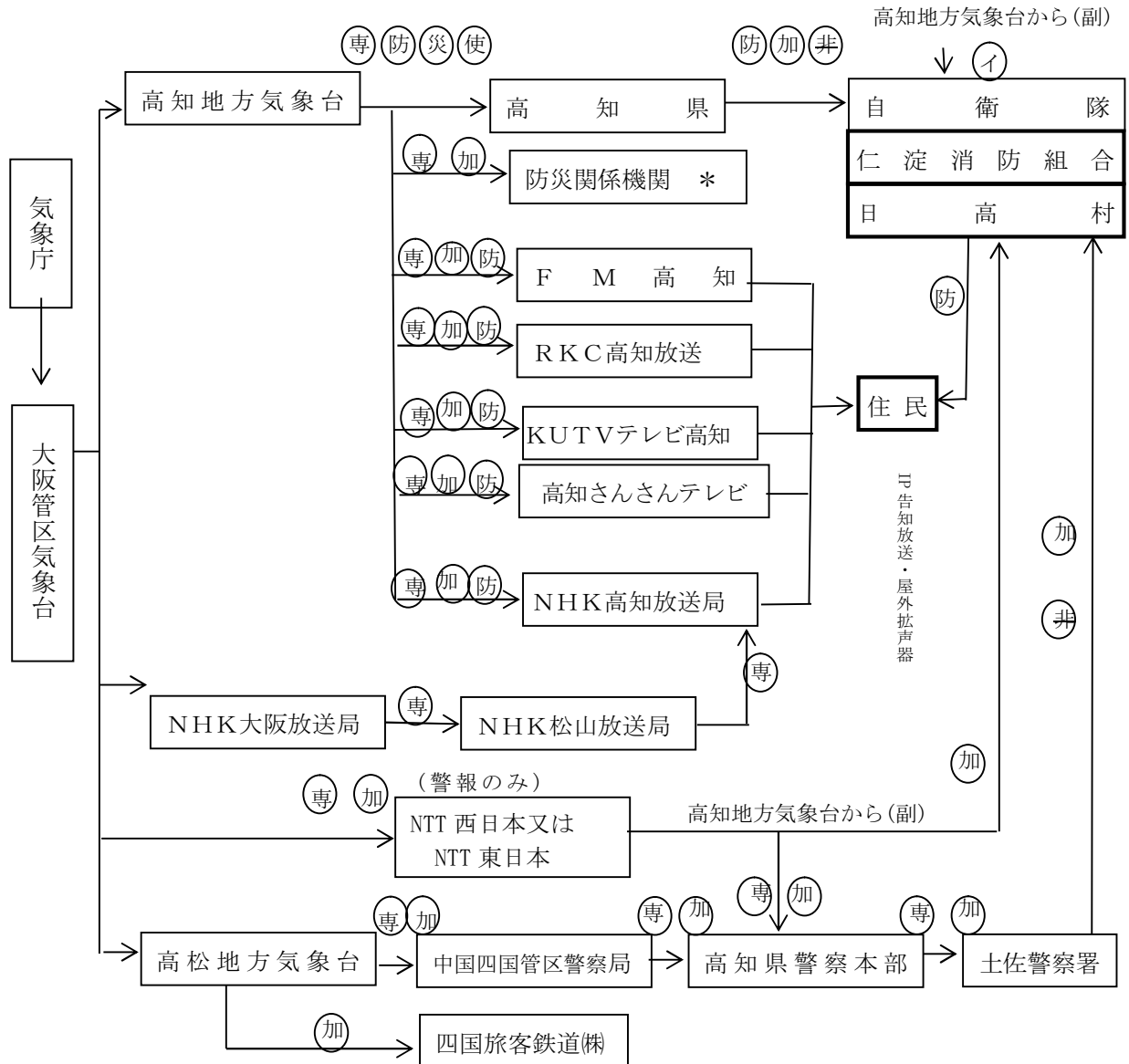
##### エ その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや、地震が多発した場合には震度1以上を観測した地震回数情報などを発表する。

## オ 推計震度分布図

観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

## ■ 情報伝達系統図



\* 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所(使) 四国電力(株)高知系統制御所、高知新聞社(イ)(加)(防)に限る

|          |              |                             |             |
|----------|--------------|-----------------------------|-------------|
| (衛)：衛生通信 | (加)：加入電話     | (防)：県防災行政無線                 | (使)：不通時使送する |
| (専)：専用電話 | (災)：災害応急復旧電話 | (イ)：気象台からのインターネット防災情報提供システム |             |
| (非)：非常無線 |              |                             |             |

#### 4 情報の収集・伝達

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 関係機関                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| <p>1 各防災関係機関との連絡方法の整備（平常時）</p> <p>2 発災後、直ちに次の被害規模の把握のために活動</p> <p>（1） 人的被害 （2） 家屋被害 （3） 火災の発生 （4） 避難の状況</p> <p>（5） 道路などの損壊 （6） ライフラインの被害状況など</p> <p>3 被害調査は各配備要員が参集途上において実施（震度5弱以上で全員参集）</p> <p>4 被害報告</p> <div data-bbox="311 577 1257 846"> <pre> graph LR     A[前記3により収集された情報の整理] --&gt; C[調査報告ごとに各課で実施]     B[前記3で不足する場合の詳細調査及び整理] --&gt; C     C --&gt; D[とりまとめ<br/>総務課]     D -- 報告 --&gt; E[高知県]           </pre> </div> <p>5 日高村から国（総務省消防庁）へ報告が行われる場合</p> <p>（1） 通信途絶により県に報告できないとき</p> <p>（2） 119番通報が殺到したとき</p> | <p>各課共通<br/>消 防 団</p> |

##### （1） 地震発生後の情報収集

村は災害が発生した場合に、速やかに所掌の情報を収集把握し、災害応急対策方針を決定するとともに、県に報告する。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章「災害時の応急体制」第4節「災害情報等の収集、報告計画」に準ずる。

##### ア 被災状況などの情報収集

地震発生直後は、被害状況を正確に把握することは困難と想定されるため、当初は、自主防災組織や消防団などの組織とも連携して、人命に関わる情報を最優先に収集し、情報の精度を高め、順次、状況を県に報告する。

##### イ 被災状況などの把握

村は、必要に応じて、通信施設、樋門などの水防施設、公共施設など、特に防災活動の拠点となる公共施設他、避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視などを実施し、当該施設の被災状況などの把握に努める。

##### （2） 活動状況の公表

村は、高知県と応急対策活動に関する情報を相互に連絡するとともに、応急対策活動状況を公表する。

##### （3） 県への報告

村は、震度4以上を記録した場合、被害状況の第1報を高知県に対して、震度5強以上を記録した場合は、県及び消防庁に対して、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く報告する。（「震度5強以上を記録した場合は」の記述は県計画による）

## ■ 消防庁連絡先

| 区分<br>回線別 |       | 平日(9:30～17:45)<br>※応急対策室 | 左記以外<br>※宿直室 |
|-----------|-------|--------------------------|--------------|
| N T T回線   | 電 話   | 03-5253-7527             | 03-5253-7777 |
|           | F A X | 03-5253-7537             | 03-5253-7553 |

## 5 関係機関からの情報収集

村は、防災関係機関からの情報を収集し、災害対策活動に活用する。

## ■ 防災関係機関などとの連絡方法

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 日高村 ↔ 高知県      | 電話、高知県防災行政無線              |
| 日高村 ↔ 警察署      | 電話                        |
| 日高村 ↔ 仁淀消防組合   | 電話、高知県防災行政無線、消防無線         |
| 日高村 ↔ 消 防 団    | 電話、IP 告知放送・屋外拡声器、消防無線、メール |
| 日高村 ↔ 住 民      | 電話、IP 告知放送・屋外拡声器          |
| 日高村 ↔ 四国地方整備局  | 電話、メール                    |
| 仁淀消防組合 ↔ 消 防 団 | 電話、消防無線                   |

## 6 被害規模の把握のための活動

村は、災害発生後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に収容されている負傷者の状況、119 番通報の状況など被害の規模を推定するための関連情報の収集に積極的に当たる。

### (1) 発生直後の措置

災害応急対策を決定するために発生直後に行う被害調査は、各配備要員が参集途上において行う。したがって、震度 5 弱以上の大規模地震が発生した場合は、全職員が役場への参集途上において行う。

### (2) 収集すべき被害情報

#### ア 災害発生直後

- 1 人命における危険の有無及び人的被害の発生状況
- 2 家屋など建物の倒壊状況
- 3 火災などの二次災害の発生状況及び危険性
- 4 避難の必要の有無及び避難の状況
- 5 住民の動向
- 6 道路及び交通機関の被害状況



- 7 電気・水道・電話などライフラインの被害状況
- 8 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

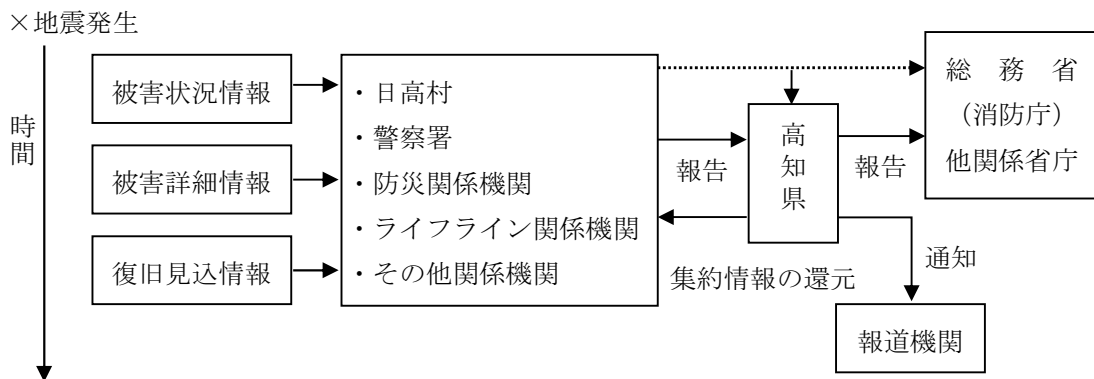
イ その後の段階

- 1 被害状況
- 2 避難勧告、指示又は警戒区域の設定状況
- 3 避難所の設備状況
- 4 避難生活の状況
- 5 食糧・飲料水・生活必需物資などの供給状況
- 6 電気・水道・電話などライフラインの復旧状況
- 7 医療機関の開設状況
- 8 救護所の設置及び活動状況
- 9 傷病者の収容状況
- 10 道路及び交通機関の復旧状況

7 被害調査の報告及び追加措置

前記5により収集された情報は、各調査項目ごとに担当課がとりまとめ、災害対策本部（本部設置前は総務課）が県に報告を行う。

■ 被災状況等収集伝達計画応急対策フロー



- (注) 1 県への報告ができない場合の国への報告は、災害対策基本法の規定に基づき行う。
- 2 通信途絶などにより、日高村から高知県に報告ができない場合には、国（総務省消防庁）に直接報告が行われるほか、119番通報が殺到した場合などには、村から県に加えて直接国（総務省消防庁）にも報告が行われる。
- なお、県との連絡が回復した後の報告は、原則に戻って県に行う。

### 第 3 節 通信連絡

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                     | 関係機関           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 日高村の通信施設の利用<br>(1) 電話<br>(2) 高知県防災行政無線（総務課設置）<br>(3) IP 告知放送・屋外拡声器<br>(4) 消防無線（消防団、総務課設置）<br>(5) N T T の災害時優先電話<br>2 1 で不足の場合は、他機関の通信施設、報道機関を利用 | 総 務 課<br>消 防 団 |

内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 5 節「通信連絡」を準用する。

### 第 4 節 応援要請

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                              | 関係機関                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 1 災害応急対策及び災害復旧のために技術を有する職員などを必要とする場合の応援要請については、事前に協定や覚書などを締結しておく。（平常時）<br>2 派遣の応援要請<br>(1) 高知県<br>(2) 指定行政機関など<br>(3) 他県の市町村など<br>(4) 消防機関<br>(5) 警察署<br>(6) 民間団体など<br>3 民間団体など<br>(1) 日高村社会福祉協議会<br>(2) 日高村自主防災組織連絡協議会<br>(3) 高知県農業協同組合 他 | 総 務 課<br>消 防 機 関<br>警 察 署 |

内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 8 節「応援要請計画」を準用する。

## 第 5 節 広報活動

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                          | 関係機関 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 課内の役割分担の決定<br>2 問い合わせ電話への対応<br>3 被害状況調査結果及び応急対策状況の把握<br>4 防災関係機関との連絡（情報の入手）<br>5 広報事項の整理（緊急広報事項の決定）<br>6 広報車両、掲示板などの確保<br>7 広報の実施<br>(1) 被害状況、生活情報、安否情報などり災者に必要な各種情報に最も適した広報手段を選択（本節 2 参照）<br>(2) 避難行動要支援者への情報提供は、ボランティアなどに協力を依頼<br>8 住民要望事項の広聴活動の実施 | 各課共通 |

### 1 計画の方針

村及び防災関係機関は、テレビ・ラジオ・新聞、及び IP 告知放送・屋外拡声器、広報車などのあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務についてり災者などへの広報活動を行う。なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 9 節「広報活動」に定める。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 住民への広報

震災時に有効な情報手段としては、高知県知事を通じた報道機関への放送要請の他、次のようなものがある。

| 伝達手段          | 種別    | 特 色                               |
|---------------|-------|-----------------------------------|
| 広 報 車         | 被 生   | 発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用           |
| IP 告知放送・屋外拡声器 | 被 生   | 〃                                 |
| 掲 示 板         | 生 安   | 各避難所や地域の拠点に設置。り災者同士の情報交換にも有効      |
| 情 報 誌         | 生 安   | 各避難所に配布。最も重要、確実な情報提供手段のひとつ        |
| 新聞折り込み        | 生 安   | 避難所以外のり災者に確実に情報提供が可能              |
| パソコン通信        | 被 生 安 | 村からの情報以外に、り災者、り災者の家族・友人間での情報交換も可能 |

被 被害状況 生 生活情報 安 安否情報

#### 4 り災者への情報伝達

村は、り災者や避難行動要支援者のニーズを十分把握し、り災者の支援などに役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、高齢者・障がい者など避難行動要支援者に配慮した伝達を行う。

- (1) 被災地区住民のとりべき措置
- (2) 飲料水・食糧・生活必需品の配布情報
- (3) 二次災害の危険性に関する情報（避難の指示・勧告）
- (4) 救護活動及びボランティア活動の状況
- (5) 応急仮設住宅の設置など災害応急対策の状況
- (6) ライフラインや交通施設などの公共施設の復旧状況
- (7) 医療機関などの生活関連情報
- (8) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (9) その他必要な事項

#### 5 避難行動要支援者への対応

障がい者などの避難行動要支援者については、ボランティアなどの支援を得て適切な情報提供に配慮する。

## 第6節 避難活動など

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 関係機関                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <p>1 災害の状況により避難勧告、指示を実施 ⇒ 県に報告</p> <p>・提示事項 ⇒ 避難対象地域、避難理由、避難先、避難経路、携行品など注意事項</p> <p>2 避難所の開設</p> <p>(1) 避難所の周知 (2) 職員の派遣 (3) 避難施設の点検（建物、水道、電気などの被害状況調査） (4) 地区別による避難者の区分け</p> <p>(5) 避難行動要支援者用スペースの確保 (6) 水、食糧などの確保</p> <p>3 福祉避難所</p> <p>主として高齢者、障がい者等特に配慮を要する者が一般の避難者との共同生活が困難な事態が生じた場合に避難する避難所</p> <p>コスモスの里、コスモスの里別館、わのわ、仁生会、土佐くすのき荘、日高村ふれ愛センター</p> <p>4 勤務時間外に大規模地震が発生した場合、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣</p> | <p>総 務 課<br/>教育委員会<br/>健康福祉課</p> |

### 1 計画の方針

避難活動は、地震発生後の火災や、二次災害の危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。

村は、住民の安全確保を図り、災害の拡大を防止するために、必要に応じて避難勧告及び避難指示を行い、避難誘導を行う。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第10節「避難計画」の定めるところによる。

### 2 実施責任者

村における実施責任者は村長、各関係機関が指定する責任者とする。避難勧告及び避難指示については、村が実施できない場合には、知事が代行する。

### 3 警戒区域の設定

村長は、災害が発生した場合において、特に必要があると認めるとき、災害対策基本法に基づく警戒区域を設定する。

### 4 避難場所の周知

避難場所については、住民などに見えやすい場所に位置及び避難経路を図示した標識の設置を図る。

### 5 避難場所の開設及び運営

#### (1) 避難所の開設

大規模地震が発生した場合は、直ちに職員を派遣し、施設の安全性を確認の上、施設管理者と協議し、避難所を開設する。ただし、勤務時間外に地震が発生し、被害が甚大な場合は、役場に先着した職員により緊急初動班を編成し、避難所に派遣する。

## (2) 避難所の運営

### ア 開設直後の措置

#### (ア) 救護所を設置

- (イ) 避難所が学校である場合は、学校機能の回復を図るため、立入禁止区域を設定し、避難者と児童、生徒とを分離
- (ウ) 身体などに障害のある避難行動要支援者のための場所を確保
- (エ) 水道の損壊により断水となった場合は、仮設トイレを設置
- (オ) 救援物資の収受、保管、配布などの体制を構築

### イ 長期化への対応

- (ア) 村・施設管理者・避難者・ボランティアなどによる運営委員会を設置し、自主的な運営が図られるよう組織を編成
- (イ) 避難の長期化に対応して、間仕切りの設置など避難者のプライバシーの確保に配慮
- (ウ) 介護の必要な避難行動要支援者が、一般の避難者との共同生活が困難な状況となった場合は、コスモスの里、コスモスの里別館、わのわ、日高村ふれ愛センター、仁生会及び土佐くすのき荘を避難行動要支援者用の避難所とし、必要なスタッフを確保
- (エ) 学校を避難所として長期に使用する場合は、教育の再開に配慮
- (オ) 避難生活の長期化につれて、避難者の苦情、生活不安などへの対処が必要であり、村は相談所を設けるなどを措置
- (カ) 食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努める。
- (キ) 避難所の運営に関し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

## 6 避難所運営マニュアルの整備

避難所運営については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、その内容に従って実施する。

### (1) 避難所設置マニュアルの内容

#### ア 避難所の開設・管理責任者及び運営体制

#### イ 開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

#### ウ 災害対策本部への報告、食糧・毛布などの備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

#### エ その他開設責任者の業務

### (2) 避難所運営マニュアルの内容

- ア 避難所の自治組織（立上げ、代表者、意志決定手続など）に係る事項
- イ 避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ゴミ処理など日常生活上のルール、プライバシーの保護など）
- ウ 避難状況の確認方法に係る事項
- エ 避難者に対する情報伝達、要望などの集約などに係る事項
- オ その他避難所生活に必要な事項
- カ 平常体制復帰のための対策

事前周知、自治組織との連携  
 避難者の生活と授業環境の確保のための対策（避難所が学校の場合）  
 避難所の統合・廃止の基準・手続など

- (3) 避難所避難者への情報伝達マニュアルの内容
  - ア 情報伝達・収集体制及び自治組織の関わり方
  - イ 本部との連絡方法の確保
  - ウ 本部などへ連絡すべき事項、連絡様式
  - エ 収集すべき避難者などの情報、収集・報告様式
  - オ 避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じるなど）及び必要な様式
  - カ その他必要事項

## 第 7 節 災害拡大防止活動

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                        | 関係機関                    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 1 災害が予想される場合の消防団員の非常招集の徹底<br>2 住民による初期救出、初期消火の訓練の実施（平常時）と実践（災害時）<br>3 消防相互応援協定に基づく要請の実施<br>4 災害が大規模な場合は、県に緊急消防援助隊の出動を要請<br>5 火災が大規模化した場合、救急搬送の必要などがある場合は、県に県防災ヘリコプターの出動を要請<br>6 地震による火災は消火可能地域、重要かつ危険度の高い地域から実施<br>7 危険地域、住宅密集地などにおける消防水利の整備の検討（平常時） | 総 務 課<br>消 防 署<br>消 防 団 |

### 1 計画の方針

本節に示す一般的な事項は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 11 節「災害拡大防止活動」の定めによる。なお、地震が原因で発生する火災に対しては、次のとおり対策を実施する。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 初期消火体制の確立

- (1) 地震直後の悪条件のもとで初期消火の目的を十分発揮するため、防火用水・バケツ・消火器などを整備し、住民と連携した初期消火体制を確立
- (2) 交通障害などにより消防ポンプ自動車の活動が制限されることを想定して、可搬大・小型動力ポンプなどを整備

### 4 消防水利の整備

- (1) 危険地域、住宅密集地などにおける消火栓、防火水槽の整備による地震発生時の水利を確保
- (2) 河川、池などの自然水も消防水利として利用できるよう事前に検討し、利用計画を立案

### 5 人命救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動が、「人命救助活動」の妨げとなる場合は規制を講ずる。

地震直後の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施するように努める。

- (1) 住民・自主防災組織などは、地域の救助活動を実施
- (2) 村・高知県・県警察は、住民・自主防災組織などと協力して救助活動を実施



## 6 被災建築物に対する応急危険度判定

村は、余震などによる建築物などの倒壊による二次災害を防止するため、地震により被災した建築物などが安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体などの応急危険度判定士の協力を得て実施する。(応急危険度判定実施本部の設置)

また、村は、必要に応じて高知県に対し、応急危険度判定士の派遣などについての支援を要請する。

## 7 被災宅地の応急危険度判定

(1) 村は、高知県が定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士により、被災宅地の応急危険度を判定

(2) 高知県は、村を支援し、必要に応じて国、他県への派遣要請など、関係機関との連絡調整体制を確立

## 第 8 節 緊急輸送活動

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                          | 関係機関           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 車両の確保・管理は総務課が実施<br>2 輸送の種別と調達方法<br>(1) 車両 ⇒ 村有車両の他、公共団体保有車両、営業車両、自家用車両の借上げ<br>(2) ヘリコプターなど ⇒ 高知県に要請<br>3 輸送の順位 ⇒ 第 1 段階：人命救助などに要するもの<br>第 2 段階：生命維持などに要するもの<br>第 3 段階：災害復旧などに関するもの<br>4 物資集積場所<br>(1) 日高村総合運動公園、備蓄倉庫<br>(2) (1)が使用不能の場合は隣接地への設置を高知県に要請<br>5 関係機関との連携 | 総 務 課<br>住 民 課 |

### 1 計画の方針

村は、地震発生後の応急活動を効率的に実施できるように、緊急度・重要度を考慮し、関係機関が協力し、緊急輸送活動に取り組む。

一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 12 節「緊急輸送活動」の定めるところによるが、地震発生時の輸送手段の確保について、次のとおり定める。

### 2 実施責任者

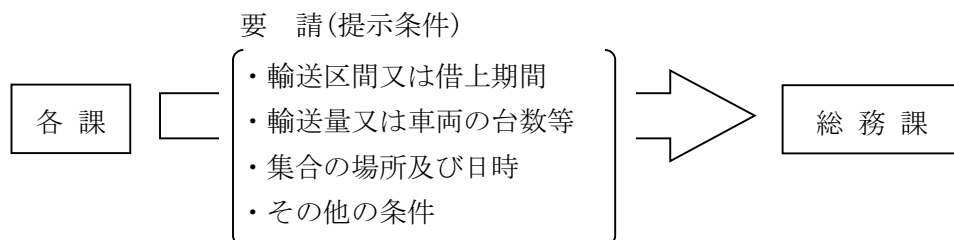
実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 村有車両等の確保

#### (1) 村有車両

各課は、必要な車両を総務課に要請する。

総務課は、稼働可能な車両数を掌握し、要請に応じ配車を行う。



#### (2) その他の車両

総務課は各課からの要請により、村有車だけでは不足する場合や、不足が予想される場合は、直ちに他の公共団体に属する自動車、営業用あるいは自家用車の確保を図る。

### 4 輸送拠点の確保

- (1) 救援物資及び調達物資の集積場所を定め、迅速な輸送体制を確立する。
- (2) 道路の損壊などにより集積場所が使用不能の場合は、隣接市町村などに輸送拠点を設けるなど、広域的な運用を県に要請する。

## 5 関係者との連携

村は、平成 31 年 2 月 1 日に締結した「災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」に基づき被災者の輸送を行うなど、関係機関との連携を図る。

## 第 9 節 交通確保対策

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                        | 関係機関           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 各配備要員により道路・橋梁などの被害調査を実施<br>2 国道及び県道の被害発見 ⇒ 佐川国道維持出張所、中央西土木事務所へ報告<br>3 交通規制の区分（実施者など）は一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 1 章 災害時応急活動 第 13 節「交通確保対策」に定めるとおり<br>4 交通規制情報入手のため警察署との連絡手段を確保<br>5 緊急通行車両の申請<br>・事前申請先 ⇒ 高知県公安委員会<br>・災害時申請先 ⇒ 〃 ・警察署 | 総 務 課<br>建 設 課 |

### 1 計画の方針

本対策内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 13 節「交通確保対策」を準用する。

## 第 10 節 社会秩序維持活動など

| 活 動 の ポ イ ン ト                                        | 関係機関           |
|------------------------------------------------------|----------------|
| 1 住民の生命及び財産の保護<br>2 社会秩序の維持<br>パトロールの強化、避難所などの定期的な巡回 | 県 警 察<br>消 防 団 |

### 1 計画の方針

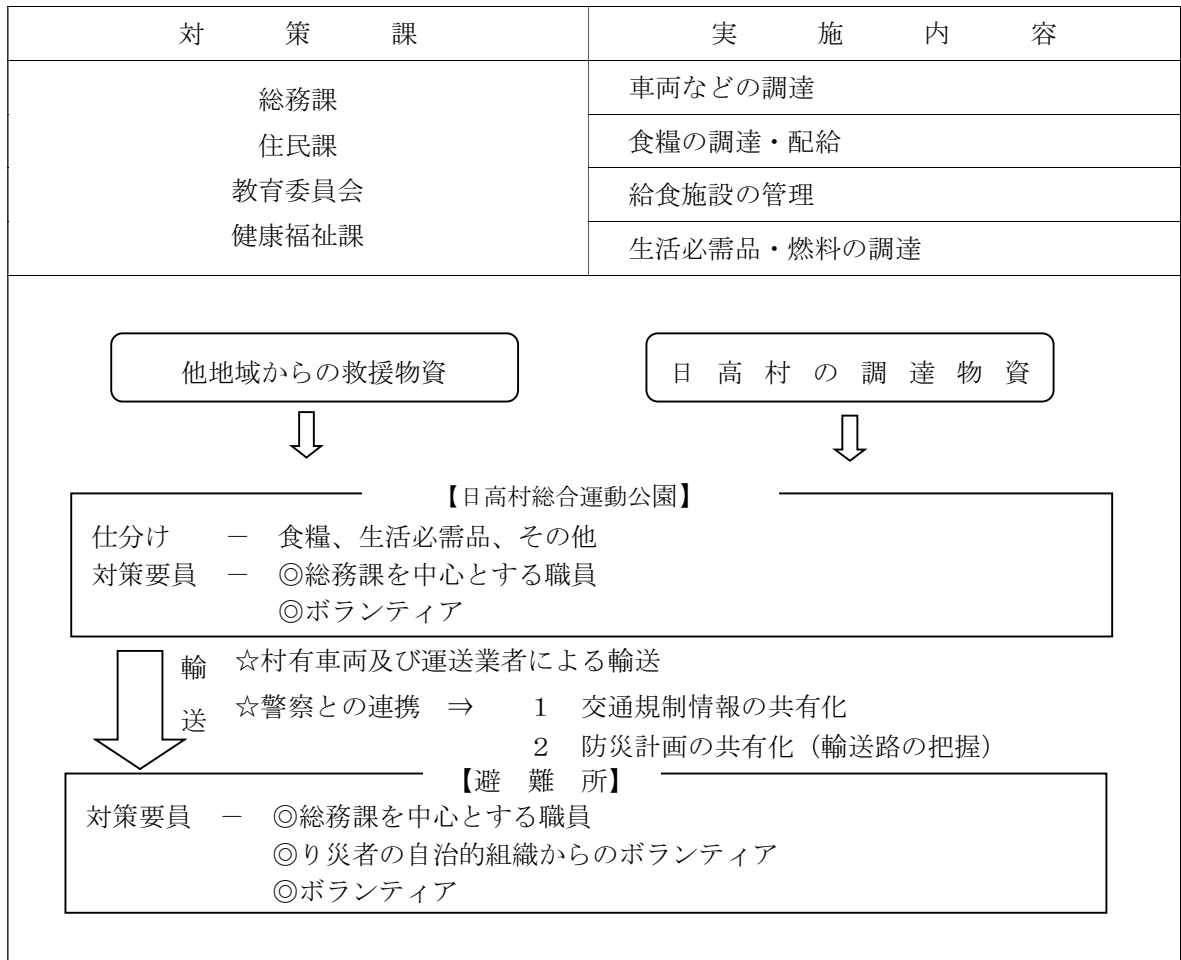
本対策内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 29 節「公安警備計画」を準用する。

## 第 11 節 地域への救援活動

### 1 計画の方針

村は、食糧の迅速な応急供給を行うため、これら食糧供給活動の実施体制、調達などは迅速かつ的確に行う。

### 2 震災時における食糧等（生活必需品等含む）供給の流れと実施担当課



### 2 給水活動の実施

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                       | 関係機関  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 住民への備蓄の広報の実施（平常時）<br>2 水道施設の被害調査と応急復旧の実施<br>3 給水箇所 ⇒ 役場・避難場所・医療機関・社会福祉施設など<br>4 給水方法<br>・給水タンク・ポリ容器による運搬給水（応援要請）<br>・臨時給水栓の設置<br>・県・自衛隊・他市町村などに応援要請<br>5 給水量<br>1人1日3リットルを目安とし、長期に及ぶ場合は生活用水の増大に対処 | 建 設 課 |

### 3 食糧の確保・調達

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 関係機関                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| 1 調達体制の強化（平常時）<br>(1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合などとの協定締結の検討<br>2 発災後3日分の食糧確保を考慮した調達体制の確保及び住民への備蓄の広報（平常時）<br>3 災害時の調達<br>(1) 資料編第6章6-1「災害時応援協定一覧」に定める業者・組合などに供給を依頼<br>(2) 県に米穀・乾パンのあっせんを依頼<br>4 炊き出しの実施<br>自治会・日本赤十字奉仕団のほかボランティアの協力を得て実施<br>5 食糧の供給<br>(1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施<br>(2) 食糧集積場所 ⇒ 日高村総合運動公園<br>(3) 食糧（救援物資含む）供給の流れの周知<br>(4) 各対策事項を実施する部の明確化 | 総務課<br>住民課<br>教育委員会<br>健康福祉課 |

#### (1) 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

#### (2) 食糧の供給

震災時における食糧の供給については、備蓄の検討を行うほか速やかな調達を図るが、大規模な地震が発生した場合は、被災者に発災後の3日間に供給できる量の食糧があれば、その後は救援物資などにより対処可能と考えられるため、まず第一に発災後3日分の食糧を村及び各家庭の備蓄と村内業者からの調達でまかなえる体制の確立を目指す。

住民には、インスタントやレトルトなどの食糧の個人備蓄を呼びかける。日高村における確保の方法としては、業者との協定締結などを検討する。

#### (3) アレルギー性疾患患者などへの配慮

通常の配給食糧を受付けることのできないアレルギー性疾患などの患者のために必要な食糧・粉ミルクなどの調査を行い、備蓄若しくは入手経路などを確立する。

#### (4) 避難所における供給計画

大規模な地震の発生により避難所を開設した場合の食糧などの供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を心懸ける。

| 段 階                      | 食糧                          |
|--------------------------|-----------------------------|
| 第 一 段 階<br>(生命の維持)       | おにぎり・パンなどすぐに食べられるもの         |
| 第 二 段 階<br>(心理面・身体面への配慮) | 温かい食べもの（煮物など）、生鮮野菜・野菜ジュースなど |
| 第 三 段 階<br>(自立心への援助)     | 食材の給付による避難者自身の炊き出し          |

#### 4 物資調達マニュアルの整備

食糧の供給・調達については、次の事項などを内容とするマニュアルの策定を図り、その内容に従って実施する。

- (1) り災者に対して供給する食糧・食材などの品目、量の決定と供給
- (2) 備蓄、食品加工業者・外食産業などからの調達及び供給の実施
- (3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所など）の確保及び整備
- (4) 炊き出しに必要な責任者・実施人員の決定・確保
- (5) 必要に応じ、高知県への食糧・食材・資材などの調達の要請
- (6) 援助食糧集積地を指定し、責任者の指定などにより受入体制を確立
- (7) 供給ルート・運送体制の確立
- (8) 避難所ごとのり災者・自治組織など受入体制の確立
- (9) り災者への食糧の供給方法（配分、場所、協力体制など）の広報の実施
- (10) ボランティアによる炊き出しの調整

#### 5 物資の集積場所

物資の集積場所は、日高村総合運動公園とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送などの作業を行う。

#### 6 物資配送マニュアルの整備

村の備蓄物資や国や県、他の市町村、協定先、ボランティア等からの支援物資を円滑に受入れ、避難所に速やかに配送するため、以下の項目等を内容とするマニュアルの整備を図る。

- (1) 役割分担の整理
- (2) 配送方法の検討
- (3) 必要物資量の把握、照合方法
- (4) 配送手段の確保
- (5) その他課題、検討事項

## 第 12 節 生活必需品確保・調達

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                               | 関係機関           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 調達体制の強化（平常時）<br>(1) 小売業者のリストアップ (2) 各組合などとの協定締結の検討<br>2 災害時の調達<br>(1) 1に定める業者・組合などに供給を依頼<br>(2) 県・日赤・他市町村に応援依頼<br>3 生活必需品などの供給<br>(1) 避難生活の長期化に伴う避難者の自立に配慮した供給の実施<br>(2) 物資集積場所 ⇒ 日高村総合運動公園、備蓄倉庫<br>(3) 物資供給の流れの周知<br>(4) 各対策事項を実施する部の明確化 | 総 務 課<br>住 民 課 |

### 1 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 2 避難所における供給計画

| 段 階                      | 生 活 必 需 品 等                           |
|--------------------------|---------------------------------------|
| 第 一 段 階<br>(生命の維持)       | 毛布など（季節を考慮したもの）                       |
| 第 二 段 階<br>(心理面・身体面への配慮) | 下着・タオル・洗面用具・生理用品等                     |
| 第 三 段 階<br>(自立心への援助)     | なべ・食器類（自炊のためのもの）、衣料類、テレビ・ラジオ・洗濯機などの設備 |

### 3 物資の集積場所

本章第8節「緊急輸送活動」に定めるとおり、日高村総合運動公園、備蓄倉庫とし、職員のほかボランティアの協力により仕分け、配送などの作業を行う。

## 第 13 節 医療・助産

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                               | 関係機関  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 医療・救護・救出を要する状況の把握<br>2 医療班の編成<br>・ 村内医療機関による編成 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">不足の場合</div> <div style="font-size: 2em;">➡</div> </div> 高知県保健医療調整本部<br>高岡郡医師会に要請 | 健康福祉課 |
| 3 救護所の開設                                                                                                                                                                                                                                                                    |       |
| 4 医薬品、資機材の調達 ⇒(1) 購入 (2) 県への要請                                                                                                                                                                                                                                              |       |
| 5 負傷者の搬送 ⇒ 車両の確保、ルートの確認、医療機関の受入状況の把握、<br>必要により県に防災ヘリコプターの出動要請                                                                                                                                                                                                               |       |
| 6 トリアージの実施に伴う関係機関の連携体制の検討（平常時）                                                                                                                                                                                                                                              |       |
|                                                                                                                                                                                                                                                                             |       |

震災により、傷病者が多数発生したときや、医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときは、医療、救護活動を迅速かつ的確に行い、あわせて事故処理に向けた方策を強化して、り災者の救護に万全を期する。

また、通常の情報通信インフラの途絶に備え、衛星携帯電話等の整備に努め、医療施設の被害状況等の情報を迅速に把握できるよう衛星携帯電話や広域災害救急医療情報システム（EMIS）等の操作訓練を定期的に行うなど、操作方法の習熟に努める。

## 1 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

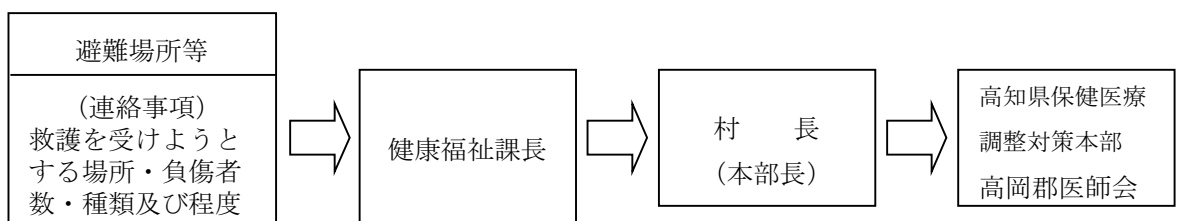
## 2 初動体制

村は、災害時における救急医療を迅速に行うため、村内医療機関及び高岡郡医師会、高知県災害医療対策本部の協力の下に、Ⅰ医療班を編成し、Ⅱ避難所などからの派遣要請に基づいて、Ⅲ救護所を設置（村内医療機関の利用を含む）し、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品などの調達を行う。

### (1) 医療班の編成

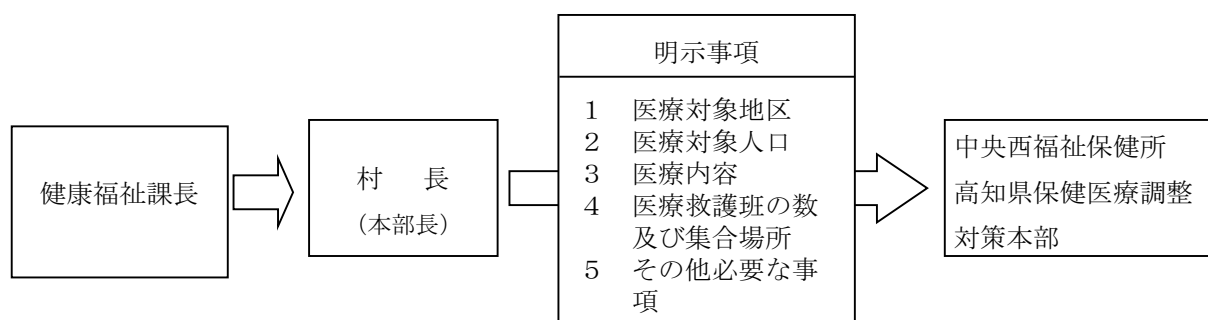
|                   |                                                 |
|-------------------|-------------------------------------------------|
| ○村内医療機関による構成      | ⇒ 一般対策編 第3編 災害応急対策計画<br>第2章 災害時応急活動 第20節 医療助産計画 |
| ○村内医療機関のみでは不足する場合 | ⇒ 高岡郡医師会、高知県保健医療調整対策本部に応援要請                     |
| ○医療班の構成           | ⇒ 医師・保健師・看護師・事務職員（運転手含む）                        |

(2) 医師会への医療班派遣要請における連絡系統

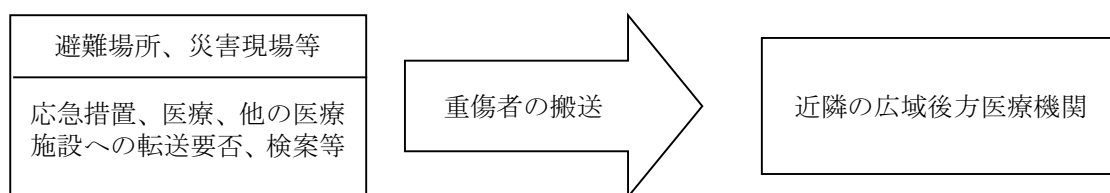




(3) 県、日赤県支部及び隣接市町村への医療班派遣要請における連絡系統



(4) 救護所の設置



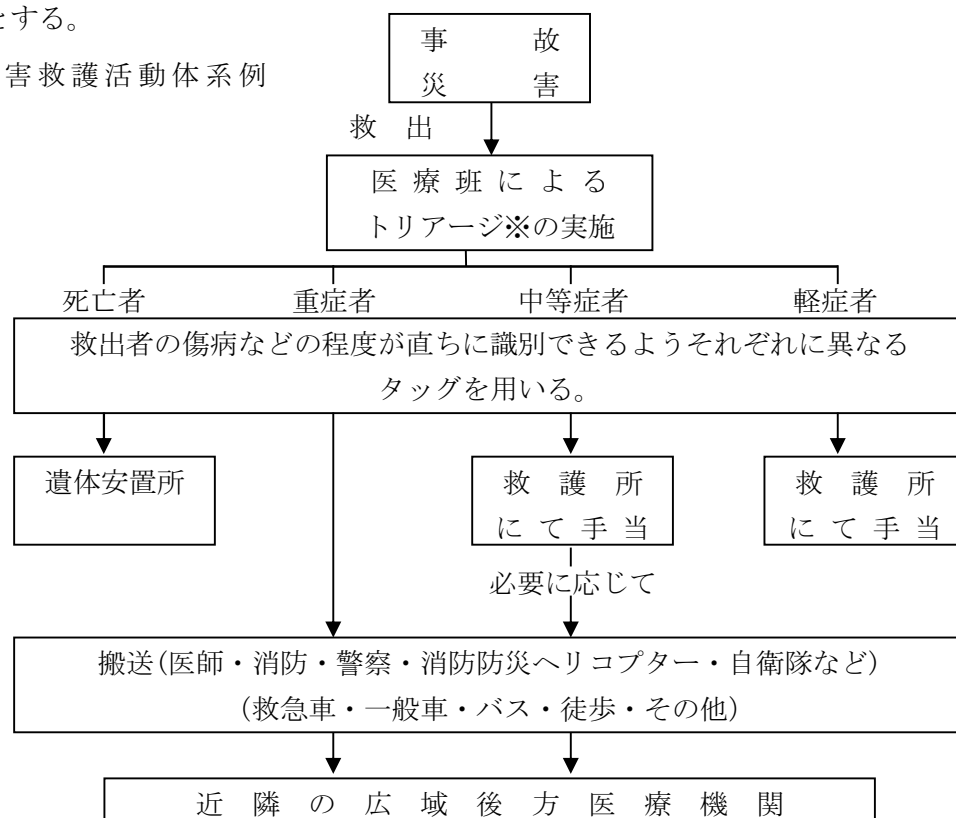
3 ヘリコプターによる救急搬送

村は、被災地で傷病者などをヘリコプターで救急搬送する必要があるときは、県消防防災ヘリコプターなどの利用を県に要請する。

4 医療活動の実施

村は、村内医療機関や高岡郡医師会との協力の下に、次のような活動体系を整備するものとする。

■ 災害救護活動体系例



※トリアージ：患者の重症度と緊急度によって治療の優先順位を決めること。

## 第 14 節 消毒・保健衛生

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                      | 関係機関           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 防疫班の編成<br>(1) 日高村 ― 産業環境課員を中心に編成<br>(2) 高知県中央西福祉保健所 ― 知事の指示により編成<br>2 防疫班の任務<br>被害状況の把握、防疫業務の実施、住民への衛生指導及び広報活動、患者の収容など<br>3 感染症患者などに対する措置<br>(1) 病院への収容隔離<br>(2) 自宅隔離<br>4 防疫用機器及び薬品<br>平時からの備蓄推進の他、業者より調達<br>5 被害動物の収容及び相談窓口の設置 | 産業環境課<br>健康福祉課 |

## 第 15 節 廃棄物処理

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 関係機関  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 処理の実施<br>(1) ごみ処理 ⇒ 高知中央西部焼却処理事務組合等にて処理<br>(2) し尿処理 ⇒ 仁淀川下流衛生事務組合にて処理<br>(3) 死亡獣畜 ⇒ 焼却及び地下への埋せつ<br>2 処理不可能の場合は、県又は他市町村に応援要請<br>3 優先収集するごみ<br>(1) 腐敗性の高いごみ、応急対策活動上又は生活上重大な支障を与えるごみ<br>(2) 浸水地域のごみ、重要施設（避難場所など）のごみ<br>4 住民に対してごみの自己処分や分別整理への協力を依頼<br>5 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに県や近隣市町村へ協力を要請する。 | 産業環境課 |

## 第 16 節 遺体の検案など

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                           | 関係機関         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 行方不明者の搜索<br>(1) 搜索の届け出の受理<br>(必要事項―住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他)<br>(2) 消防団の他、警察に協力を要請<br>2 遺体の収容・処理<br>(1) 消防機関・警察に協力を要請（収容） | 健康福祉課<br>消防団 |

|                                                    |  |
|----------------------------------------------------|--|
| (2) 医療班が処理を実施<br>3 埋火葬の手配<br>遺族などによる火葬が不可能な場合は村が実施 |  |
|----------------------------------------------------|--|

## 第 17 節 犬・猫・家畜等の保護及び管理

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                  | 関係機関  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 高知県<br>臨時保護施設を開設 ⇒ 協力体制の確立<br>2 村<br>(1) 災害死した動物の処理を実施<br>環境上支障のない場所で焼却及び地下への埋葬<br>(2) 住民及び民間団体の活動<br>負傷動物の治療、飼い主及び里親探し、餌の配布 | 産業環境課 |

## 第 18 節 応急仮設住宅など

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                              | 関係機関         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 用地の選定<br>(1) 公共用地を優先、(2) 飲料水などの入手、衛生環境、交通の便、学校との距離などを考慮<br>2 建設資機材及び業者の確保<br>3 避難行動要支援者の優先入居などに配慮<br>4 災害救助法が適用された場合又は日高村のみでは行うことが困難な場合は、広域避難収容に関する支援を含め、高知県又は他市町村に応援を要請 | 健康福祉課<br>建設課 |

## 第 19 節 障害物除去

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                | 関係機関         |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1 除去の実施 ⇒ 建設業者に依頼<br>2 道路、河川における除去 ⇒ 管理者が実施<br>3 日高村で処理不可能な場合は、県又は他市町村に応援を要請 | 建設課<br>産業環境課 |

## 第 20 節 資機材、人員等の配備手配

| 活 動 の ポ イ ン ト                          | 関係機関  |
|----------------------------------------|-------|
| 1 必要な物資、資機材、人員などの確保<br>不足する場合 ⇒ 高知県へ要請 | 総 務 課 |
| 2 必要な資機材の点検・整備などの準備                    |       |

### 1 計画の方針

村は、応急対策のための物資、資機材、人員などの配備手配を行う。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第8節「応援要請計画」を準用する。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 物資等の調達あっせん

村は、県に対し、必要な物資・資機材（以下「物資等」という。）の確保状況を把握し、物資等の供給を要請する。また、県が必要上やむを得ないと認めた場合は、当該物資等の供給体制の確保を図るため、県が保有する物資等の放出の措置及び必要に応じて市町村間のあっせんの措置を講ずる。

### 4 人員の配備

村は、人員の配備状況を把握し、必要に応じて、人員派遣などを県に要請する。

### 5 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合に、災害応急対策及び施設などの応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検・整備等の準備

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に設定

## 第 21 節 ライフラインなど施設の応急対策

| 活 動 の ポ イ ン ト                                     | 関係機関                                                                   |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|
| 1 災害の概要、施設の支障の状況、復旧の現状と見通しの広報<br>⇒ 報道機関、防災関係機関、住民 | 四 国 電 力 株 式 会 社<br>高 知 県 L P ガ ス 協 会<br>建 設 課<br>西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 |
| 2 要員・資材の確保 ⇒ 必要に応じ県内外の他機関並びに業者の応援を要請              |                                                                        |
| 3 応急復旧対策                                          |                                                                        |

一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第25節「ライフラインなど施設の応急対策」を準用する。

## 第 22 節 教育対策

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 関係機関  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 平素からの災害時の任務分担、時間外の参集などの体制整備<br>2 児童、生徒などの安否確認及び保護者への引渡し<br>3 避難所の運営への参加協力<br>4 授業の再開<br>(1) 体育館・公民館などの使用<br>(2) 応急仮校舎の建設<br>(3) 短縮・二部・分散授業などの実施<br>5 給食施設の措置<br>(1) 応急修理の実施<br>(2) り災害の炊き出し施設として利用されている場合の代替措置の検討<br>6 教職員の確保<br>(1) 学校内又は隣接校との調整<br>(2) (1)が不可能な場合は、退職教員の活用及び県教委への調整依頼<br>7 メンタルケアの実施 | 教育委員会 |

### 1 計画の方針

本対策は、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 災害時応急活動 第26節「教育対策計画」の定めるところによるが、大規模地震が発生した際に、特に対処が必要な事項について、次のとおり定める。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 事前計画の策定が必要な問題点

大規模地震の発生時においては、住居の全壊・半壊又は保護者の死亡による児童、生徒などの一時疎開や教員の避難所運営への参加など、様々な問題が起こることが予想される。そこで今後、次の事項について特に検討を行うものとする。

- (1) 避難所の運営における教職員の協力方法
- (2) 学校（園）機能を早急に回復するために、学校（園）内において避難者と児童、生徒などとで共用する部分と、児童、生徒など又は避難者のみを使用する部分の区分け
- (3) 児童、生徒、教職員などの安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童、生徒などの引渡し方法などの災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日など）計画の作成
- (4) 児童、生徒、教職員などに負傷者が生じた場合の医療機関との連絡体制の整備
- (5) 児童、生徒などの安否確認の方法
- (6) 電話以外の連絡手段の整備

- (7) 校舎内外の施設・設備の安全点検、戸棚・靴箱・体育用具などの倒壊防止、建具・掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去など

#### 4 事後の対策

メンタルケアを必要とする児童、生徒、教職員に対し、関係機関との連携の下に相談事業や研修会を実施する。

## 第 23 節 労務の提供

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                             | 関係機関           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 労務者の確保<br>(1) 各課常用労務者及び関係業者などの労務者<br>(2) 公共職業安定所などのあっせん労務者<br>(3) 関係機関の応援派遣による技術者など<br>2 賃金の支払い<br>同種の職種に支払われる額を基に村長が決定<br>3 従事協力命令の対象事業及び根拠法令<br>一般対策編 第 3 編 第 2 章 第 32 節労務供給計画に定めるとおり | 総 務 課<br>産業環境課 |

内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 32 節「労務供給計画」を準用する。

## 第 24 節 避難行動要支援者への配慮

村及び村から避難行動要支援者名簿の提供を受けた者は、当該名簿を活用し、避難のための情報伝達、避難行動要支援者の避難支援・安否確認、避難場所等の責任者への引継ぎなどを行う。

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                 | 関係機関           |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1 避難 ⇒ 自主防災組織などと連携して避難<br>2 避難施設<br>避難行動要支援者の避難状況に応じて環境を整備 ⇒ 福祉避難所<br>3 災害情報などの周知・伝達など<br>(1) 高齢者など ⇒ ボランティアなどの協力を要請、地図付き情報<br>(2) 視覚機能 ⇒ 音声情報による周知<br>(3) 聴覚機能 ⇒ 文字情報・手話など<br>4 安否確認<br>5 避難行動要支援者に配慮した食糧の確保 | 教育委員会<br>健康福祉課 |

内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 30 節「避難行動要支援者への配慮」を準用する。

## 第 25 節 災害応急融資

| 活 動 の ポ イ ン ト                                               | 関係機関                      |
|-------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 農林漁業災害対策資金<br>中小企業復興資金<br>災害復興住宅建設資金<br>災害復旧資金<br>母子・寡婦福祉資金 | 健康福祉課<br>産業環境課<br>金 融 機 関 |

内容は、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第33節「災害応急融資」を準用する。

## 第 26 節 二次災害防止計画

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                            | 関係機関                             |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1 二次災害の防止措置<br>(1) 水害・土砂災害<br>地震・降雨などによる二次災害の発生危険箇所を調査の上、発見の場合は直ちに措置<br>(2) 建築物の倒壊<br>高知県と連携し応急危険度判定士による応急危険度判定を実施<br>2 避難の措置<br>避難の必要がある場合→一般対策編 第3編 第2章 第10節 避難計画に従い実施 | 総 務 課<br>建 設 課<br>住 民 課<br>消 防 団 |

### 1 計画の方針

村は、地震の発生による被害だけでなく、その後に発生する水害、土砂災害、余震による建物の倒壊、火災、爆発などの二次災害から住民などの保護を図る。

なお、この計画に定めのない事項については、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第31節「二次災害の防止」を準用する。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が定める責任者とする。

### 3 水害・土砂災害対策

村は、県などの協力のもと、専門技術者などにより、余震や降雨などによる二次的な水害・土砂災害などの危険箇所の点検を実施する。村は、県の協力のもと、危険性が高いと判断された箇所について、早期の応急対策に努める。また、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

避難の勧告、指示及び避難場所の指定など避難に関する計画は、一般対策編 第2編災害予防対策 第1章災害に強いむらづくり 第4節「土砂災害予防計画」及び第3編災害応急対策計画 第2章災害時応急活動 第10節「避難計画」の定めるところにより行う。

#### 4 被災建築物・住宅等の応急危険度判定

余震他による建築物などの倒壊による二次災害を防止するため、被災した建築物などが安全であるかどうかの判定活動を建築関係団体などの応急危険度判定士の協力を得て実施する。また、必要に応じて県に対し、技術者派遣についての支援を要請する。

### 第27節 自発的支援の受入れ

| 活 動 の ポ イ ン ト                  | 関係機関           |
|--------------------------------|----------------|
| 1 義援金品の受付実施機関                  | 総 務 課<br>出 納 室 |
| 2 収支を記入するための帳簿を整理              |                |
| 3 取扱いは、県の「災害義援金品取扱要領・通達」に準じて実施 |                |

内容は、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第34節「自発的支援の受入れ」を準用する。



## 第 28 節 自衛隊の派遣要請

| 活 動 の ポ イ ン ト                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 関係機関  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 1 災害派遣要請基準<br>2 災害派遣要請手続<br>(1) 高知県に連絡可能の場合<br><div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">村長（代理者）</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: -5px; top: -5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">知 事</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: -5px; top: -5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">自衛隊</div> </div> (2) 高知県に連絡不能の場合<br><div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">村長（代理者）</div> <div style="flex-grow: 1; border-bottom: 1px solid black; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: -5px; top: -5px;">→</div> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px;">自衛隊</div> </div> 3 受入体制の整備<br>(1) 宿泊施設・野営施設その他の準備<br>(2) 車両・機材などの保管場所の準備<br>(3) 連絡窓口を総務課に設置し、総務課員を連絡員に指名<br>4 災害対策用ヘリポート<br>一般対策編 第 2 編 第 5 章 第 4 節に定めるとおり | 総 務 課 |

### 1 趣旨

人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合は、速やかに自衛隊に災害派遣の要請を行い、円滑な災害派遣活動が実施できるよう受入れを行う。

### 2 災害派遣要請ができる範囲

内容は、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 7 節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

### 3 災害派遣要請の手続

この計画に定めのない事項については、一般対策編 第 3 編 災害応急対策計画 第 2 章 災害時応急活動 第 7 節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

#### (1) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）など

ア 自衛隊は、震度 5 強以上の地震発生の情報を得た場合は、自ら情報収集を行い、県など防災関係機関に伝達

イ 状況から、特に緊急を要し、知事などの要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣

この場合においても、できる限り早く知事に連絡

#### (2) 自主派遣の基準

ア 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

イ 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

ウ 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関わると認められるとき

エ その他上記に準じ、知事などからの要請を待ついとまがないと認められるとき

#### 4 派遣部隊の受入体制

内容は、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第7節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。

#### 5 派遣部隊の業務及び撤収など

内容は、一般対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害時応急活動 第7節「自衛隊派遣要請計画」を準用する。



## 第4編 災害復旧・復興対策

内容は、一般対策編 第4編「災害復旧・復興計画」を準用する。



# 第5編 重点的な取組

## 第1章 重点的な取組の趣旨

---

これからの南海トラフ地震対策は、テーマを設定し、段階的に取組を進める。

まず、第1期（5ヶ年程度）として、予防、緊急応急対策に力点を置いた、地震直後の強い揺れから「いのち」を守る取組を進める。

次の2つの重点施策を基本として推進する。

- 1 強い揺れから身を守る対策
- 2 命をつなぐ対策
- 3 生活を立ち上げる対策
- 4 震災に強い人・地域づくり対策

## 第2章 強い揺れから身を守る対策

---

### 1 計画の方針

地震直後の強い揺れによる建物の倒壊、タンス・食器棚などの家具などの転倒から身を守るための取組を進める。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が指定する責任者とする。

### 3 建物の倒壊から身を守るための取組

- (1) 村は、個人住宅の耐震診断の推進などにより耐震改修などを促進
- (2) 村は、公共建築物の耐震化を計画的に推進

### 4 家具等の転倒から身を守るための取組

個人住宅における家具の転倒防止策の普及啓発を推進

### 5 ブロック塀の倒壊から身を守る取組

- (1) ブロック塀の倒壊防止対策を進める。

### 6 揺れを感じたときの行動を身につけるための取組

- (1) 身を守る行動指針を定め、普及啓発
- (2) 家庭での防災用品や非常食糧の備えの推進
- (3) 地域の自主防災活動に必要な資機材整備の支援

### 7 火災による被害をおさえるための取組

街頭消火器、可搬式ポンプの整備の推進  
感震ブレーカーの普及を図る啓発等の実施  
密集住宅地域の改善など

8 南海トラフ地震臨時情報への対応

## 第3章 生活を立ち上げる対策

---

### 第1節 むらづくり

- 1 早期の復旧・復興のため、地籍調査事業を推進する。
- 2 被災前に、復興むらづくり指針を策定するよう努める。
- 3 災害復興住宅、応急仮設住宅の供給体制を構築する。

### 第2節 くらしの再建

- 1 早期の復旧・復興のため、災害廃棄物処理体制を構築する。
- 2 農業、商工業、観光業などの産業の復旧・復興のため、BCPの策定を推進する。
- 3 社会福祉施設のBCP策定を支援する。



## 第4章 震災に強い人・地域づくり対策

---

### 1 計画の方針

村は、今後の地域社会を担う若い世代を中心とし、地震に対する正しい知識と行動力を身につけるための防災教育を推進する。

学校現場での取組を家庭や地域に広げ、多様な防災教育を進めることにより、日高村における地域防災力の向上を図る。

また、公共施設は、平常時から「防災」の視点を盛り込んだ整備を図る。

### 2 実施責任者

実施責任者は、村長、各関係機関が指定する責任者とする。

### 3 学校・地域での防災教育

- (1) 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発の推進
- (2) 学校、家庭、地域が一体となった防災への取組の推進
- (3) 教職員の防災研修の推進

### 4 一般住民への防災教育

村は、南海トラフ地震に備える住民の自助を支援するための情報提供を行い、住民自身による地震防災対策を促進する。

- (1) 南海トラフ地震に備える住民のための小冊子の作成
- (2) 南海トラフ地震ホームページの作成
- (3) 南海トラフ地震情報コーナーの設置

### 5 防災エキスパートの養成

- (1) 防災関係機関職員の地震に関する正しい知識と行動の修得
- (2) 自主防災活動を担う人材の育成
- (3) 自主防災組織の育成や資機材整備の支援の推進

### 6 防災の視点に立った公共施設の整備

- (1) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき各種の施設整備を推進
- (2) 防災の視点を盛り込んだ公共施設を整備

### 7 技術的・財政的支援

- (1) 国に対して、地方の実施する地震防災対策について、技術的・財政的な支援の要請
- (2) 国の観測・予知体制の強化を要請